# 平成26年第4回西郷村議会定例会

# 議事日程(3号)

平成26年12月9日(火曜日)午前10時開議

# 日程第 1 一般質問

 No. 1
 1番 佐 藤 厚 潮 君 (P61~P70)

 No. 2
 4番 藤 田 節 夫 君 (P71~P81)

 No. 3
 12番 上 田 秀 人 君 (P83~P103)

- 出席議員(17名)
  - 1番 佐藤厚潮君 2番 真船正晃君 3番 南舘かつえ君 金田裕二君 4番 藤田節夫君 5番 6番 仁平喜代治君 欠 員 7番 秋山和男君 8番 9番 小林重夫君 矢 吹 利 夫 君 10番 白岩征治君 11番 12番 上田秀人君 13番 高木信嘉君 14番 後 藤 功 君 15番 佐藤富男君 16番 室井清男君 17番 大石雪雄君 18番 鈴木宏始君
- · 欠 員 (1名)
- ・欠席議員(なし)
- ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副村長	大 倉 修 君
教 育 長	加藤征男君	会計管理者兼 会 計 室 長	金田勝義君
参 事 兼 総 務 課 長	山崎 昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	相川博君	放 射 能 対 策 課 長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	鈴木茂和君	農業委員会事務局長	近藤伸男君

・本会議に出席した事務局職員

庶 務 係 長

 事 兼
 主 幹 兼

 議会事務局長
 松 田 隆 志
 次 長 兼
 藤 田 哲 夫

 兼 監 査 委 員
 監査委員書記

相川佐江子

## ◎開議の宣告

○議長(鈴木宏始君) おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日 の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎発言の取り消し

- ○議長(鈴木宏始君) ここで、9番小林重夫君から、昨日12月8日の一般質問の農業 行政について、発言を求められておりますので、これを許します。9番小林重夫君。
- ○9番(小林重夫君) 昨日、12月8日の一般質問の農業行政において、私の発言が慎重さを欠いた不適切な発言をしたことに気づきました。大変恐れ入りますが、西郷村議会会議規則第64条の規定により、その部分の取り消しをお願いいたします。取り消し部分の取り扱いについては、議長に一任いたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長(鈴木宏始君) おはかりいたします。

9番小林重夫君から、12月8日の一般質問中における発言について、不適切な発言があったため発言の取り消しの申し出がありました。

この取り消しを許可することにご異議ありませんか。 (不規則発言あり) その部分は、議長に一任するというふうなことで…… (不規則発言あり)

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩します。

(午前10時03分)

### ◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前10時04分)

○議長(鈴木宏始君) この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

よって、9番小林重夫君の発言取り消しを許可することに決定しました。

◎一般質問

○議長(鈴木宏始君) それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答 方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とし ます。

それでは、通告4、1番佐藤厚潮君の一般質問を許します。1番佐藤厚潮君。

#### ◇1番 佐藤厚潮君

1. 「村民が誇りを持てる村」をつくる施策について

○1番(佐藤厚潮君) 1番佐藤厚潮です。通告に従い、一般質問させていただきます。 本日は、傍聴席に羽太小学校の6年生の子どもたちが来ております。これは、政治 リテラシー教育、また、私が本日質問いたしますふるさと教育の一環として、大変すばらしいことだと思っております。ぜひ、子どもたちにも理解できるように質問をしたいと思います。答弁のほうもよろしくお願いいたします。

まず、「村民が誇りを持てる村」をつくるための施策について、質問いたします。 この「村民」というのは、特に子どもたちのことですから、今日ちょうどいい質問 だったのではないかと思っております。

まず、ふるさとの「誇り」とは何でしょう。それは、この西郷村にしかない自然、歴史、伝統、文化、景観、人材、食材、施設などの、ほかの地域の人に自慢ができ、そして多くの村民に愛される村の魅力、財産、宝のことだと思います。では、それはどんなときに村民がふるさとの誇りと感じるでしょうか。それは、多くの人の目にさらされ、多くの人から高い評価を受けたときではないでしょうか。

現在、日本の地方の中山間地域では、誇りの空洞化が起こりつつあると言われています。それは、若年層の流出による人の空洞化や、住民の高齢化や後継者不足、耕作放棄地のような農林地の荒廃によって起きる土地の空洞化、そして限界集落に見られるような相互扶助が困難な地域で起きる集落(村)の空洞化だそうです。そして、それら全ての空洞化よりももっと深刻な空洞化が、誇りの空洞化と言うそうです。

では、その空洞化を払拭するにはどうすればいいのでしょう。まず、西郷村の魅力、財産、宝を多くの人に知ってもらうことだと思います。多くの人に、きれいだとか、すばらしいとか、おいしいとか言ってもらうには、多くの人に知ってもらい、触れてもらったり、食べてもらったりしなければ始まりません。ということは、その素材のPRであり、効果的な宣伝が不可欠です。

私は、先日講演で聞いたのですが、佐賀県武雄市の樋渡市長さんが言っておりました。自治体の名前が無名であるならば、目立てばいいのだと。目立つことをするなら何でもすると宣言し、その市長さんは、地元の若い子どもたち、青少年がたくさんいるわけではないので、地元にいるおばあちゃん、お年寄りの人たちで歌を歌ったり、踊ったりするようなアイドルグループをつくったり、それから映画のロケを誘致するのに、市長がみずからそういった会社に出向いて交渉したりと、そういったことをして、とにかくマスコミの話題になることを必死になって考え行動したそうです。

また、その市長さんは、当初、全国最年少の市長でしたが、その選挙に出馬する前からブログで日常のことを発信したり、今は日本ツイッター学会の会長にもなっているそうです。また、その武雄市の市役所の中には、全国初のフェイスブック課という課を設け、ソーシャルネットワークサービスをいち早く取り入れ、行政の情報発信の先駆けをした首長さんでもあります。

我が村にも、全国に誇れる観光資源はたくさんあると思います。現在どのような方法でPR、そして情報発信をしているのか。また、来年4月からスタートする「ふくしまデスティネーションキャンペーン」に対してはどのような取り組みをしているのか、ご教示願いたいと思います。

○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。

○村長(佐藤正博君) 1番佐藤厚潮議員の一般質問にお答えいたします。

村民が誇りを持てる村というお話がございました。お話しのように、誇れるものといいますと、村には、この村民憲章がございます。いい村をつくるために、具体的に環境、人のこと、福祉のこと、文化のこと、そういうことが書いてあります。同時に、この今の西郷村が本当に何を誇れるのだろうということを問われたときに、この郷土愛、愛郷心、そういったものがどのぐらい高いのかというバロメーターを見る必要があると思います。誇りというのは、みずからこれが誇らしげにということもありますが、これはほかから見てすばらしいという評価をいただくことがあります。

この前、福島縦断駅伝がありました。村の部、優勝しました。いろいろな努力があってということであります。やはり西郷村もいろいろな努力があって、ここまでなってきたわけであります。何が誇れるのか。やはり今、限界集落の話とか消滅地帯、武雄市の市長さんの話、ありましたですね。今、日本には1,719の自治体があって、829は消滅地帯ということも新聞に出ました、増田さんの研究会で。福島県は、算定の中に実は入っていなかったわけであります。原発の事故があったりして、なかなか予測困難ということです。

ただ、人が増えているのか、人口が増加しているということが、やはりこういった 先人の努力あるいは現在我々がやっていることの努力のトータル、総和といったもの が、やはりこの住みやすい、あるいは住んでいてもずっと住み続けたいといった意味 の村になっているだろうという、一つの結果があります。

西郷村は、全国で今1,719の自治体のうち、町村は、かつて明治16年には、市町村といったものは7万1,497、明治16年にはあったわけです。今は1,000ない、合併でそうなりましたね。全体でどのぐらいの人口の規模、2万人、住民基本台帳人口で増えましたが、何番目にいるんだろうということであります。町村は3位です。第3番。読谷村と東海村、次が西郷村。町村でいいますと、168番目です。そして、この全体からいうと942番目です。それから、面積は1,719のうち654番、192平方キロ。この面積あるいは人口の中に、我々の先人がいろいろ村づくり、誇りある村づくりに努力されました。

やはり、今一番わかりやすい誇るべきものといったものは、今日は子どもたちいますが、見守り隊、即座に大きな波紋を呼んで、朝夕の見守りしていますね。私は非常に誇らしげに、いいことだというふうに思っております。同時に、安全・安心の村であるといったことも、いろいろな団体がボランティア活動、あるいは消防団、あるいはその他の団体を組んで、そしてこの安全な村づくりにいそしんでいる。同時にアンケート調査しても、住み続けたいといった景観もあります。郷土愛、いかなる形をもって図ってみようかといったときに、先日11月1日、東京にしごう会設立いたしましたが、企業等の応援団、非常に多いわけであります。やはりこの企業進出、あるいは新たな産業を興すといった場合も、村民性、ウエルカムの精神、あるいは新たな進取の気性、そして議員言われましたとおり環境条件、あるいは食べ物とか、あるいはいろいろなネットワークがあるといったことも大いなる寄与すべきものだというふう

に思っております。

私は、この誇り得るものといったものの村づくりの基本は、人、西郷村民、西郷に住んでいる人が一つの家庭を持って、そしていい人生を送ることだと、送れる村であるということに尽きるだろうというふうに思います。いい人生を送るというふうになりますと、いろいろな、これは条件があります。1つは、やはり安定した経済力、経済力となりますと、第1次から第3次産業まであって、これは個人の取捨選択によって、何によって生きるかといった職業選択が出てまいります。同時に家族になりますと、家族の健康、あるいは子弟の教育、これが安定的に行える福祉社会、あるいは十分な教育を施せる村であるのかといったことがあります。同時に、利便性、ショッピング機能、あるいはカルチャー、そういったものについても手に届くところにある。安心できるといった部分も必要であります。そういったことを考えて議員は申されたんだと思いますが、やはりほかにはない、あるいは食べ物、あるいはイベント、そういったものについてのご質問がありました。

最初に、デスティネーションキャンペーンのお話がありまして、JRグループと、 それから自治体、観光事業者等が一緒になりまして、大型キャンペーンであります人 の移動、観光産業の一助になろうということで、この運輸業のトップである、JR東 日本、そういったものが主体となって、今年はプレであります。前年。来年の平成 27年4月1日から6月30日までの3か月間、これがふくしまデスティネーション キャンペーンの当年というふうになります。その次の年はアフターになりますので、 それもやるということで3年。来年は、この当年の年になりますので、この福島県を はじめ市町村、そして県南デスティネーションキャンペーンの組織を立ち上げて、ゴ ルフ、ゴルフ場は日本全体から見ましても、ゴルフ場は集中しております。来年は今 年と同様、ダンロップの世界オープンもまた開かれる予定になっているというふうに 聞いております。こういったものにおいて、このグランディ那須のサウスの9番、あ そこから見る西郷村の那須連峰の姿、これはまことに心洗われるすばらしい景観であ りますので、こういったゴルフ関係との観光を組み合わせたパックツアーをはじめと して、いろいろな行事を今、組もうとしております。花であったり、あるいは同時開 催のいろいろな事業をこれから明らかにして、当初予算に組んでいきたいというふう に思っております。

食べ物等につきましても、ブランドイメージをどうつくっていくのか。キャラクターの問題があったり、あるいは食べ物、新しい食材、今、甲子青少年自然の家の一角に高地トレーニング、400メートルトラックをつくっております。ここに、いろいろな大学、高校、実業団、あるいはそういった競技をはじめとするいろいろな団体がおいでになったときに、高地トレーニングのメッカとなれるのか、そのときにどういった食材、あるいはおもてなしをしていくんだろうといったときに、これはやはり競争になります。これはほかにないもの、議員申されましたように、やはり西郷独自のものができないかといったことが、一つのテーマにもなってまいります。これまで夢プロジェクト、あるいはアグリネットワーク、若い力、いろいろなものがいろいろな

知恵を出して、そして新たな創造に向かって努力しようとしている。もちろん、これまでの努力を土台として、それを基盤としてやっていこうということでありますので、 先人の力と現在頑張っている皆さん、そして若い力の新しい目を組み合わせて、そしてお話しになった西郷村が他に誇れる、そういった村づくりにいそしんでというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 1番佐藤厚潮君の再質問を許します。
- ○1番(佐藤厚潮君) 再質問させていただきます。

ただいま村長さんのご答弁にありましたように、デスティネーションキャンペーンというのが来年の4月からなんですが、もう既に始まっている。ですから、それをいかに活用するかということが重要だと思います。現在、JR福島駅の構内にも、既にもうそういったキャンペーンを宣伝するものも設置してあるんですが、そこに県内の市町村の観光情報をモニターとして、タッチ式のモニターで、ビデオで紹介というものが設置されてあります。その中に、県内のほとんどの市町村の観光情報がビデオで、動画で上映されているんですが、今現在、西郷村の観光地はそこのモニターには映像として映っておりません。これではやはり、十分な情報発信ができているとは言えないと思いますので、早急に対応をお願いしたいと思います。

それから、県内の西郷村以外の飯館村、北塩原村、三島町、この3つの町村が参加 している活動の一つに、「日本で最も美しい村連合」という組織があるんですけれど も、そこに加盟をするということで、特にこの西郷村の自然の美しさをPRするとい う方法もあると思います。あと、この日本で最も美しい村連合というのは、人口がお おむね1万人以下であることというのが条件にはなっているんですが、おおむねとい うことで、西郷村は1万9,000人、約2万人いますが、加盟することは可能だと いうふうに聞いております。また、条件には地域資源が2つ以上あること。地域資源 というのは、景色・景観、それから環境、それから文化の面で2つ以上あること、こ れはもちろん自然も環境も文化もありますので問題ありません。また、もう一つの条 件としては、この日本で最も美しい村連合が評価する、地域資源を生かす活動がある ことということですが、具体的には美しい景観に配慮したまちづくり、村づくりを行 っているかどうか。住民による、工夫した地域活動を行っているかどうか、また、地 域特有の工芸品や生活様式をかたくなに守っているかどうかという点ですが、これも 十分、西郷村では行っていることだと思いますので、加盟する条件には合致しており ます。ですから、今すぐにでも加盟することは可能ですので、こういった活動団体に 参加して名前をPRするという方法も考えられると思います。ぜひ、そういうことも 検討していただければと思いますが、村長いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 世界一美しい村連合、まことにいい響きの運動です。外国から始まって、それが日本に及んでおります。スイス、フランス、アルプスの峡谷のアルプスのハイジのように、ああいったすばらしい世界遺産にも属するようなそういった景観の中において、やはりその土地土地、畜産あるいはチーズ、そういったものとの共

存、それが観光地化している。そういったニュースが、あるいはこの美しい村の発信の中にそういったことが書いてあります。日本も同じです。この前、大玉村があったり、あるいは宮崎県の綾町、あるいはこの西郷村、かつて日本に「にしごう」「さいごう」といった村が5つぐらいありました。今は合併して西郷村だけになってしまいました。しかし、その同じ名前を持った村々は、やはりいい場所にあります。やはりそういったことを考えると、このPRをしていく、あるいはいいところを内外に発信するといった意味では、まことにいい機会だなというふうに思っております。

北塩原町等とよく話をしますが、西郷村は国立公園日光を擁しております。全国29の国立公園がありますが、福島県は尾瀬、檜枝岐、それから北塩原、磐梯朝日、そしてこの西郷の日光の一部となりますので、なかなかほかにはあまりないといった部分もあります。同時に、この美しい村、村といった響きがまたすばらしいといった声があります。村というのは、中国のほうに、上に「ロ」を書いて下に「巴」といった字を書くと「邑」。犬の鳴き声、あるいは鶏鳴、鶏、鳥の声が聞こえるといった、これはいい環境のことを言っているわけであります。そういった自然環境と地域、あるいは家庭環境、あるいは景観、そういったものが一体となって、そこに先ほど申し上げたいい人生を送るためのステージ、舞台をつくっていくといった意味で、非常に目指すべき環境ではないかといったこともあります。そういった響きを持った、美しい村であるというふうに思いますので、我が西郷村も大いにその部分、共鳴するところがあるというふうにも思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 1番佐藤厚潮君。
- ○1番(佐藤厚潮君) 村長のご答弁よく理解できましたので、ぜひ村の施策として取り組んでいただければと思います。そして、ふるさとに誇りを持つと言っても、誇りになり得るものを知識として知らなければ、持ちようがないと思います。そこで重要になるのは、子どもたちに対するふるさと教育です。

教育長に伺います。

先日私は、全国学力テスト7年連続日本一の秋田県の教育の現状を視察しました。 秋田県では、ふるさと教育を県を挙げて実施しているんですが、そのふるさと教育で 目指す人間像を、郷土の自然や風土を愛し、歴史や伝統、文化を正しく受け継ぐ人間、 それから、潤いと活力に満ちた郷土づくりに積極的にかかわる人間、そして、これか らの郷土や国際社会を主体的、創造的に生き抜くたくましい人間と、人間像を捉えて いるそうです。そして、それに向けてさまざまな授業を行っているそうです。西郷村 のふるさと教育の現状をご教示いただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) おはようございます。お答え申し上げます。

ふるさと教育ということでありますが、広い意味で郷土教育、ふるさと教育、ふる さと学習、さまざまな言い方で言われている部分でございます。今日、子どもたち来 ておりますが、先人が西郷村に生き、そして今、私たちが生き、そしてやがては子ど もたちが生きていきます。生き抜いていく、そういう力を子どもたちに持ってほしい というふうに思っているのが第一でございます。

西郷村は、幸いにしてさわやか高原公園都市と言われているように、非常に自然をはじめ、さまざまな部分で恵まれた村です。私は、何といっても一番すばらしいと思っているのは、西郷村が日本列島の中で非常にいい位置にあるということだと思います。このことが、西郷村のすばらしさをいっぱいつくっているもとになっていると思っています。子どもたちに、そういうことをはじめ、西郷村のよさをいっぱい知っていただく、これがふるさと教育の第一と考えています。先ほど、東成瀬村のお話ありましたが、どこの町であれ、どこの村であれ、自分たちの村、町に住んでいる子どもたちが、私たち大人の先に、すばらしい村、町を引き継いで、もっとすごい村、町にしていただけるかどうか、それが私たちの教育の成否、そういうことだと思っていますので、子どもたちにぜひそういうことをと思っています。

具体的には、私たちの村、西郷を学んでいただく一つの材料といたしまして、教科書もありますが、資料集もつくっています。これが、それです。これは、今は子どもたちはいつでも引き出せるように、それから西郷村が少しずつ変わっていきますので、そのたびにこれをつくるのではなくて、デジタル化して、そして一部手直しをしていけばどんどん使える、内容も変えていけるというようなことで、そういう方法で使っていますが、もとになっているのはこれでございます。

この中で、子どもたちは3年生の学習の中で「私たちの村、みんなの村」という単元の中で西郷村を学習します。西郷村の俯瞰した写真とか、それから施設とかさまざまな活動、学校の様子、村の人の生活の様子の一部などを学習しています。4年生になりますと「郷土に伝わる願い」という単元名で学習を続けています。その中では、学校の移り変わりがどのようになってきているのか、地域の古いもの探しとか、あるいは西郷村の最も基礎にある産業であります農業、そのもとになっています田畑、これをどのように開拓し、開墾し、今のようになったのかなど、そういうことを内容にした学習を子どもたち、しています。

こういう自然、そして行われている活動、さらにはそこに住む人々、全体にわたってその基礎を子どもたちが学んでいるわけです。そういうことを通して、今日来ています子どもたちも含めて、未来を担う、しっかり担う、そして生き抜く子どもたち、そういう子どもたちにぜひなってほしいというふうに願っている次第です。

ご質問の全部にお答えできているかどうかわかりませんが、そのようにお答え申し上げたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 1番佐藤厚潮君。
- ○1番(佐藤厚潮君) 今、教育長のご答弁をお伺いしましたが、実際にふるさと教育を、小学生の子どもたちを対象にした教材を使って行っているというのは理解できました。 西郷村には幕末の時代、戊辰の役のとき、その歴史の1ページを飾っている偉人の墓があります。それは、森要蔵という人のお墓です。羽太にあるお墓ですが、この森要蔵親子の死に至るまでの数奇な人生ドラマが西郷村にはあります。こういったことも子どもたちの教育の一環として、記録よりも記憶に残るようなふるさとの歴史を教

えていただければと思っております。

また、茨城県では現在、中学2年生を対象にした郷土検定という試験を実施しているそうです。これは、いばらきっ子郷土検定という名称で1級から3級まであり、各中学校の優勝者が県大会に出場し、そこで優勝すると県のチャンピオンというふうになれるそうです。ですから、学校ごとの競い合いになっている点もあるんですが、子どもたちにとっては楽しみながら県の伝統や文化を学ぶことができる。子どもたちにも大変好評だというふうにも聞いております。こういったことも一つの方法だと思います。白河市でも今、白河市検定というのを来年実施するように、それに向けて準備をしているというのも聞いております。

それから、子どもたちの憧れの対象になるもの、それもふるさとの誇りとして考えられると思います。例えば、西郷村出身のスポーツ選手がテレビなどに出てくれば、それも憧れになるでしょうし、誇りと感じることもあるでしょう。西郷村周辺の市町村と比較しても、プロ野球や独立リーグの野球選手が出ているということで、これは関係者の努力のたまものだと思います。特に今年は駅伝も、先ほど村長の答弁にもありましたが、優勝したということで、そのスポーツの関係者の皆様には、この場をかりて敬意を表したいと思います。

ただ、野球の応援、野球場での市町村対抗の試合があるときの応援で聞いたことがあるんですが、市町村の試合をやって市町村が試合に勝った場合、そこでその会場、野球場には、その村の、その市町村の歌が流れるんですね。そのときに西郷村の場合、歌、村民歌とか村歌とか言われる西郷村の歌がないので、福島県の歌が流れるそうです。ちょっとこれでは、自分たちの村に誇りを持とうと思い出したときに歌が流れてくるといったことは難しいかなと思います。

先日、先ほど教育長の答弁にもありましたように、私は秋田県の東成瀬村という村を視察したんですが、そのときにやはり村民の歌の話も聞いてきました。その村では、その村の小学生の子どもたちに村の自慢とか、村で誇りに思われるようなことを言葉で、フレーズを上げてもらい、その言葉をつないで織り込んで歌をつくったそうです。それが今、村民の歌ということになっているそうですが、そうすると、子どもたちー人一人は自分で発表した、自分で考えた言葉がその歌の中に必ず出てくる、そうしたらやはり愛着も湧くでしょうし、きっとその歌を一生忘れないんではないかと思います。そういったこともありますので、ぜひ村民の歌をつくっていただければと思いますが、村長、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 先ほど、歌と同時に森要蔵の話が出ました。去年の8月6日のあの大村民祭、いっぱい子どもたちも集まって、そしてこの森要蔵の講談師が語るあの劇、議員も出演されましたので、まことにいい機会であったと思います。何が一番そこの肝だったのかといいますと「義理」ですね。義理感ずる者はどう行動してきたのかと、行動規範みたいなものが本当によく伝わって、すばらしい内容だと思います。同時に、これは事実であったということであります。大きな驚きとともに、やはり感

心をしました。司馬遼太郎、千葉周作の中に出てきます森要蔵。同時に、この西郷百 年史の中にも書いてあります。いろいろなことで、やはり「義」に感じて、この会津 藩の落城前に何とかせなきゃいかんといったもので、義に感じて応援に来たと、そこ で戦死をしたと。しかし、その子孫はアメリカのフェンシングのチャンピオンになっ たり、いろいろな歩みでこのすばらしい技量と、あるいはその義を貫いた家系である。 また家系は、今を時めく講談社の社長につながるということになりますと、やはりこ の歴史といったものはすばらしい。そこの根底に流れるものは、やはり義に感じた行 動である。人は正義によって物事を判断する。どれが正しいか。たとえ死の恐怖があ ろうとも真実を語るべきだと、この(聴き取り不能)いろんなところで書いてありま す。そういったものをどう人生の中に生きていけるのか、具体的には弱い者いじめは しないとか、あるいは人のそしりはしてはならない。会津家訓15カ条真ん中に書い てありますね。「家中は風儀をはげむべし」直ちに人のそしり、そういったならぬも のはならぬといったことが書いてあります。その代表格だろうと、私も思って読んで いたわけでありますので、こういったものが羽太の大龍寺周辺において、今日も羽太 小学校ありますが、甲神社あるいは大龍寺の正面の上り口にある森要蔵の墓、これは もっとよく広めて、そしてこの人の行動規範も学ぶべきだという意味で、まことに有 意義なことだと思っておりますので、何らかの形はできてくるだろうと思います。

今、商工会ではこの前、千葉県富津市商工会おいでになりました、30人。そして、 飯野藩は房総半島にある飯野藩、富津市でありますので、この関係もまた出てきそう であります。大いに期待している、そう思います。

それから野球、この全市町村野球があって、この西郷村代表、赤いユニフォームで 奮闘しましたね。もう何回か優勝しています。やはり59市町村の中で勝ち抜いて、 人口30万人の都市のチームを打ち破る、そういった力は団結力のみではできません。 これはやはり代表選手のたゆまぬ努力、この応援団、そしてそれをやり抜く精神力を どう植えつけて、そしてさらにこれをどう継続していけるのかといった問題を抱える 監督以下、あるいはこれを応援する人たち、体育協会その他、この総和が結果として 出てくるわけであります。同時に、最終的に勝った場合は、選手一同、応援団、起立 して、そして脱帽の上、この栄誉をたたえることに、村旗の掲揚を眺めるわけであり ます。バックグラウンドに西郷村旗が掲揚されるときに、議員申されましたとおり、 流れる歌は、しゃくなげ匂う福島県歌であります。これがどのように西郷村としての 歌が、村歌が流れるのかということは非常に楽しみと同時に早くつくりたい。議員お ただしのとおり、そういった声がいっぱいあります。その声を大切にして、早く、も うそういった準備をいろいろしている部分がありますので、そういった部分と協同し て、そしてそういった歌、村民の理想の誇るべき西郷村に向かって、努力する心根を 書いた歌とともにメロディーが流れればいいというふうに思いますので、努力してま いります。

- ○議長(鈴木宏始君) 1番佐藤厚潮君。
- ○1番(佐藤厚潮君) 村長のご答弁にありますように、やはりふるさとを愛する気持ち

をつくる、そしてふるさとに宝があることに気づくことで、私は誇りを持つことができるんだと思います。そしてそれは自信になりますし、そして郷土愛が育まれ、公共心を醸成させることにもなると思います。公共心を醸成させるということで、いろいろな問題が解決できると考えます。

ぜひ、そうなることを願って、私の一般質問を終わります。

○議長(鈴木宏始君) 1番佐藤厚潮君の一般質問は終わりました。 続いて、通告第5、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

## ◇4番 藤田節夫君

- 1. 教育行政について
- 2. 健康増進事業について
- 3. 一般行政について
- ○4番(藤田節夫君) 4番、日本共産党の藤田です。通告順に従いまして一般質問を行います。

まずはじめに、教育行政ということで学校図書司書の配置について伺います。

全国の小・中学校はもとより、県内の学校でも読書離れに歯どめをかけようと、各学校に学校司書を配置する動きが広まっております。現在、全国の小学校の53.2%、中学校の51.9%に、常勤並びにあるいは非常勤を含め、学校司書が配置されております。また、政府は平成24年度から5か年計画として、学校図書館図書整備に約200億円、学校図書館への新聞配備に約5億円、学校司書の配置に約150億円の地方交付税措置がされております。

地方交付税は使い道を特定していないので、村で予算化しなければ学校図書関係には使われません。学校司書の配置は150億円で、おおむね2校に1名程度の職員を配置することが可能になっております。村として、今後どのようにこの学校図書司書の配置を考えているのか、また、現在の村の学校司書の配置状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) 藤田議員のご質問にお答えをいたします。

学校司書の配置についてのご質問でございます。

まずはじめに、読書離れのお話がありました。これは、読書週間などの折には特にですが、いろいろな機会に読書離れのことが話題になり、課題になっております。県の教育委員会のこの調査結果によりますと、平成25年度においては、小学生が10.9冊、中学生が2.6冊読書をしているという実態でございまして、これは少し改善をしているという、そういう結果にもなっております。しかしながら、子どもたちの読書量がこれで十分かといえばそうではなく、子どもたちにはもっともっと読書をというふうに思っている次第であります。

学校図書館のお話を含めてのご質問と思いますが、学校図書館は学校教育に欠くことのできない大事なことだというふうに認識しておりまして、学校図書館を活用することによって子どもたちが自主的に、また主体的に学習を進めるそのもと、つまり、言いかえれば、学習情報センターとしての機能も持っている。さらには、読書活動や読書指導の基礎を学ぶ場、つまり読書センターとしての機能も持っている、そういう学校図書館には、重要な機能を備えているというふうに思っております。

お話ありましたように、今年の6月20日に学校図書館法の一部が改正されまして、 学校司書の大事さが改めて問われまして、初めて法律上、学校司書という立場が位置 づけられた法の改正でもありました。この中の6条に、専ら学校図書館の職務に従事 する職員を置くように努めなければならないという、今回、努力義務がしっかりかけ られました。このことに加えて、さらにその学校司書は研修を要するという、その部分も加えられております。

西郷村におきましては、この学校図書館を子どもたちがさらに一層有効に活用し、知・徳・体バランスのとれた力と姿を見につけていただくために、今までもそうですが、今後も学校司書並びに司書整理員、そういう方、多少勤めによっては違うかもしれませんが、そういう立場の方を配置していきたいというふうに考えております。

現状でのお話ともありましたので申し上げますが、今、司書の資格を持っている方が2名おります。合計で4名、学校図書館にかかわっていただいています。8校ありますので、お話ありましたように2分の1の学校に配置が完了しているということになります。ただ、勤務は常勤と非常勤と分かれておりまして、4名のうちの2名が、先ほども申し上げましたように司書の資格を有している方ということになります。

要するに、巡回をして、約1年でいうと半年間、それぞれの学校に学校司書の方が 配置されているということになりますので、今後は1年を通してということを目指し ながら、さらなる充実をというふうに願っている次第でございます。

ご理解賜りたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君の再質問を許します。
- ○4番(藤田節夫君) 今、教育長の答弁で、いかに学校図書館が大事かということが話されました。それで、西郷村に学校司書の資格を持っている人が2名、さらにはお手伝いさんというかそれが2名。4名いるということですけれども、結局西郷村の図書室も当然あるわけであって、そちらも面倒見なくてはいけないと。多分、1人の方の司書はそちらのほうを担当しているかと思うんですけれども、そうすると学校教育課で1名、資格を持っている人は1名。さらにはあと4名ですか、ということになると思いますけれども、当然、パートなのか臨時なのか、正規職員であることは確かですけれども、この方も話を聞きますと、今は緊急雇用の要員で配置されているということですけれども、緊急雇用も3月31日でもう切れてしまうということなんですけれども、平成27年度以降、来年の4月以降、この辺も含めてどのように考えているのかお聞かせください。
- ○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) お答え申し上げます。

今後のことということでございますが、4名のことをちょっと内容をお話しいただきましたので、改めて申し上げますが、今現在、学校に配置している方が4名ということでございます。2名は司書の資格を持っておられます。常勤の方が1名で非常勤が3名ということです。文化センターの図書室におられる方は別な方で、別人でおりますので、学校に行っていただいているという方が4名おりますということです。

3名の方につきましては、お話ありましたように、緊急雇用でお願いをしている方です。大変ありがたい制度で、今後も、平成27年度のことが心配されている配置の状況なんですが、ぜひ継続していただくよう、私たちのほうの教育長の団体とかを通して、そういうことのお願いを今しているところです、継続配置ということで。

それから今後、今申し上げましたように、緊急雇用がある日突然なくなるという、 そういう状況は非常に学校にとっては、今までのことがなくなってしまうということ につながるので、ぜひその辺は今度は交付税とのバランスとか、そういうこともお願 いしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 私が事前に受けていたものとはちょっと違うのかなと思うんですけれども、学校教育課の関係で常勤1名というお話しか聞いていなかったものですから、それだと年間に1学校に2か月というようなことになると思います。常勤2名と言われても、これは1名が職員で、あとはもう3名は非常勤ということなので、先ほども申しましたけれども、政府でも平成24年度から予算をつけて、学校に司書を配置するんだということで、交付金として下りているはずなんです。それを利用すれば西郷村でも2校に1校で、職員をちゃんとした、非常勤でなくて職員として配置できるのではないかと私は思うんですけれども、その辺のところをもう一度質問します。よろしくお願いいたします。
- ○議長(鈴木宏始君) 教育長、加藤征男君。
- ○教育長(加藤征男君) お答え申し上げます。

今、ご質問を改めていただきましたが、改めてまたご答弁申し上げますと、4名の 方が学校に行っていると。そのうちの1人は常勤でというか、緊急雇用ではないです。 村の費用で行っていただいています。3名の方は緊急雇用のお金で行っていただいて います。

今後のこと、繰り返しになりますが、緊急雇用の今後のことの心配もお聞きしています。そういうふうなことになったときの学校の大変さ、子どもたちへの影響等、非常によくわかりますので、そのことについては交付税ということで措置されているということも承知しています。お話ありましたように、交付税でございますので、村の中の全体の中で、そのことについての必要性を教育委員会としてお願いをしてまいると、こういうことでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 今、教育長も言われましたけれども、交付税として村にも下りているということなので、ぜひこれは村長にもお願いしておくところですけれども、相当重要な、子どもたちには今後の大事な場所なので、ぜひ、やはり司書が配置されているのと配置されていないのでは相当な違いがあると言われておりますので、ぜひこれは、今の体制4名でいけば、約2校に1名という形で、各学校に約半年近くは1名は配置できるという状況にもなりますので、ぜひこの緊急雇用がどこまで見ていただくのか、その辺のところも考慮に入れながら、もしそうでなければ、交付金として各学校とは言いませんけれども、2校に1校の割合でやはり司書は置くべきだと、私も思っておりますので、よろしくお願いします。

さらには、せんだって学校図書を全校は回れなかったんですけれども、熊小と西一中を拝見してきました。なかなか本当に整理整頓されて、図書委員を中心にいろいろ

な活動をして、少しでも子どもたちが読書の環境をつくるように頑張っていることが、本当によくわかりました。そういった意味でも、ぜひ行政としても手助けが必要かなと、これがやはり今までの体制ではないですけれども、1名体制でやっていったのでは、なかなかそれだけの整理整頓、また子どもたちが読みたい本の手配などもできなくなってくるのかなと思いますので、この辺はちょっと強く言っておきたいと思います。

お隣の白河市では、皆さん新聞でも報道されましたけれども、白河第三小に司書を常駐させるという記事が載っておりました。また、白河市ではその後、今年中に関辺小学校にも常駐させると、そういった方向で順次、これからは全ての学校に司書を配置するという方向で、白河市のほうはもう既に歩き始めておりますので、西郷村もぜひそういった、子どもたちみんな守っていくという気持ちも含めて、お願いしたいと思います。

さらには、また文部省では平成27年度の概算要求に、新規事業で司書教諭及び学校司書の資質の向上等を通じた学校図書館の改革として、6,680万円予算が計上される予定になっております。主な内容は、学校司書の資格や養成のあり方等にかかわる調査研究事業や、学校図書館活動促進のための学校司書等の資質、能力向上という事業内容です。学校を取り巻く環境が複雑、困難化する中で、教員に加えて多様な専門性を持つスタッフを配備することが、今、大変求められております。村としてもこの機会に、学校図書館に学校司書を増員することも含め、この学校司書を配置することにより、多くのメリットがあることがわかっております。ぜひ、そういった方向で、来年度からもこの体制を保っていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

#### ◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午前11時20分まで休憩いたします。

(午前11時02分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午前11時20分)

- ○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。教育長、加藤征 男君。
- ○教育長(加藤征男君) お答え申し上げます。

白河市の話もございましたが、西郷村も緊急雇用の制度のありがたさを生かしながら、2分の1の学校に配置ができているというこの状況、これをぜひ今後もというふうに思っております。

交付税のお話ありましたが、これも交付税は西郷に限らず、どこの市町村におきましても、算定の基礎という、そういう役割のものでありますので、なかなか実際難しい部分がある中でお願いをしてきています。そういう中で、またお願いをして配置につながるようなことというふうに考えている次第です。

それから、文科省が今回あわせて提言していますことの中に、司書教諭の資質の向上ということがお話ありましたとおりでございます。研修の機会をぜひ持ちなさいということの意味も含めておりますので、ぜひそういう場を全県の中で、いつの時期にとか探りながら、西郷村独自でということも考えながら、研修を通した資質の向上を考えていきたいと思います。

併せて学校には今、12学級以上の学校には司書教諭を設けなさいというふうに前からなっていますので、西郷村の学校規模でいいますと、熊倉小学校、小田倉小学校、西郷一中、この3校がそういうことに該当する。西郷二中もすれすれということでございますが、そういうところに校内で配置をしています司書教諭、さらには村のボランティアの皆様方、図書ボランティア養成講座というのを村でもやっておりまして、そこで講習を受けていただいた方々にも、学校の図書館の充実のためにお力をかしていただけないかなど、総合的に学校図書館の質の向上を図ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 12学級以上には置かなければいけないというか、努力義務ということで司書教諭、なっておりますので、なかなか教員も今、忙しいということで、本当に司書を持っている教諭であっても、そちらに従事して仕事ができないというのが現実なのかなと思います。ちょっと聞いてみましたけれども、中学校だと思うんですけれども、司書を持っている教諭は1名しかいないということなので、できれば4名体制、なおかつ非常勤じゃなくて職員として、やはり安定した仕事ということで、ぜひ重要視していただいて、交付金もいろいろあるとは思いますけれども、一応、国としてはそういった方向で出していると思いますので、村としてもやはりそういった方向に沿って、この交付金も使っていただければと私は思いますので、今後とも教育長には頑張っていただいて、この学校図書司書をぜひ配置のほうを、継続してお願いしておきたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、肝炎ウイルス検査費用の助成について、お伺いいたします。

ウイルス性肝炎は国内最大の感染症で、B型肝炎、C型肝炎を合わせると、約300万人以上が感染していると言われております。多くの人は、肝臓の病気はお酒に関係あると思っている人が多く、肝炎ウイルスによって病気になることを知らない方が多くいると言われております。また、ウイルスに感染している人は、40歳以上の方が9割以上を占めていると言われております。ウイルスに感染しているか否かは、一生に1回、一度の血液検査をすればわかるので、できるだけ早く検査することが、今、求められております。早期発見で治療することで、肝硬変や肝がんといった深刻な症状に進行するのを防ぐことができます。また、肝臓がんで死亡する方は、年間約30万人を超えていると言われております。2002年より、全国の自治体で無料で検査を実施しているところが多くなりましたが、まだ6割の方が検査を受けていないと言われております。村においても、住民検診で受けることができておりますが、有

料となっております。自己負担500円となっております。対象者は40歳以上で、 一度も受けていない方となっております。早期発見すれば重症化を防ぐことができ、 治療も安く済みます。村で検査費用を助成することにより、より多くの村民が検査を 受ける機会ができ、安心を得ることができるのではないでしょうか。

ぜひ、こういった意味で、検査費用の助成についてお伺いしたいと思います。よろ しくお願いします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 肝炎ウイルス検査費用の助成についてのおただしにお答えいたします。

肝炎ウイルス検査には、健康増進法に基づく健康増進事業による市町村が実施する検査と、特定感染症検査等の事業による保健所等が実施する検査がございます。村は、健康増進法に基づく健康増進事業で、平成14年度から肝炎ウイルス検査を実施しております。40歳以上の住民を対象に集団健診、個別検診、人間ドック等で平成14年から平成26年の13年間で4,147人が検査を受けました。検査の結果、要精密検査対象者には医療機関の受診を勧めるとともに、健康管理に努めているところでございます。

検査費用についてでございますが、現在、検査費の約8割を負担しております。 500円ということでございますが、受診者からも約2割の負担をいただいていると ころでございます。

おただしのとおり、今後もこの感染ウイルス検査の実施率の向上、住民の健康の保持、増進に努めるとともに、いろいろ検討していきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 8割の補助で個人負担500円ということで、村のほうではやっておりますけれども、これ、実は県のほうでいくと、健康増進法、さらには医療保険、国保以外の方は、県の指定病院なり保健所で無料で受けることができるんです。さらには、この事態を重く見て、国のほうでも相当なお金を出しておりまして、特別会計を含めると186億5,100万円ほど出ているんです。

私、今ちょっと矛盾を感じるのは、今申したように、県で受けると無料で受けて、各市町村単位でこういった検診のあるところでは、無料のところもありますけれども、有料でやっているところもあると。この辺のギャップが、ちょっと腑に落ちないところであって、さらには県が言っている、ほとんどの村では今言われたように、自治体では、健康検診で受けることが多分できると思うんです、どこを見ても。この法に沿っていない方は、どういった方が県のほうの検査で受けられるのか。受ける機会がない人、西郷村の方は健康検診で受けられますよね。受ける機会がある、有料ですけれども。ところが、県でいくと無料になっていると。その辺の人たちはどういった人たちが県で検査を受けることができるのか。結局、私がこの村でやっていなければ保健所に行って、書類を書いて出せば、すぐもうやっていただけると。白河市もそうですけれども。そういった境をちょっと教えていただければなと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) その境についてはよくわかりません。

やはり健康は、みずから健康管理をしなければなりません、基本的には。これは具合が悪くなる以前の問題で、やはり健康保持のためには節度ある生活習慣、食物、運動、あるいは今インフルエンザが出てきますが、手洗いとかそういったものを励行して、それから逃げていく、要するに排除する、寄せつけない、こういったことがあります。ただ、知らぬうちに、ウイルス性でありますので接触感染とかいろいろかかってくる可能性がある。それも40歳以上。顕在化するのには、いろいろな潜伏期がありますので、その前段、どう対応するかです。そうしますと、やはり40歳以上になってそのけがある、あるいは身に覚えがあるといった場合については、みずからやはりチャンスをつくって、そして受けなければなりません。もちろん、自信があるから受けないということもありますが、でもそういった機会は増やしておく必要がある。

よって、今の二通りのお話があるというふうに私は思っております。ただ啓蒙して、この国民健康保険の会計の運営とか、いろいろな側面もまたあります。やはり病気にならないように予防策をするのか。やった後の事後の対症療法でいくのかといった問題がありますので、そういったことのバランス、あるいは以前の病気にならない措置、いろいろなことを考えた健康保持、あるいは感染予防、そういったことが必要だというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 接触感染等も考えられるということであれば、私はより多くの人に検査を受けていただいて、そうすることにより、私はもう感染していないよということがすぐわかるわけですよね。そういったことで、もし私が感染していれば、相手がけがしたりしたらば相手の血はさわれないし、そういうことも当然個人として理解できるわけなんです。

ある自治体をちょっと調べましたらば、3年間は村の40歳以上の関係する人には全てこの検査を受けてもらうと。3年間は特に。それは個人の承諾が当然必要なんですけれども。そういったことをやって、次からは40歳になる方を常時、検診で受けてもらうと。当然、無料なんですけれども、検診の問診票にもそれは書いてあるというんです。それまでやれば、結局、肝炎ウイルスに感染しているかどうかも当然自分で理解することができるし、いろいろな処置にも関連できると思いますので、私はできればそういった、村も宣伝というかしていないとは言わないんですけれども、やはり有料と無料では、その検診を受けるためには500円だけではないわけです。そのほかにもお金が当然かかるわけなので、そういったことで少しでも多くの方に、該当する村民ですか、そういった方に受けていただくためには、この助成をもう少ししたほうがいいのかなと、そのぐらい力を入れてもいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、その辺のことをお伺いいたします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) お話、その部分はあると思います。

ただ、そればかりではないということもありますので、よく検討させていただきます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) よく検討するということですけれども、私もこれを質問するに当たっていろいろ調べて、これは一度の血液検査、1回でいいんです、一生にすれば、もう全て感染しているかわかるということなので、肝臓は沈黙の臓器なんても言われておりますので、知らないうちに肝硬変なり肝臓がんになったりするので、ぜひこの辺は担当課と話をして、やはり多くの村民が受けられるような条件、環境をつくるべきだと思いますので、その辺のところは担当課とよく検討して、次年度あたりから、そういった意味ではとりあえず助成をして、無料で受けられる体制をお願いしたいと思います。

先ほど、村民4,147人受診というか検査を受けたという答弁がありましたけれども、これはパーセントにすると40歳以上でどのぐらいの村民の方が、人口というか有権者数でいくと1万五千何がしでしょうけれども、そうすると、まだ半分もその検査を受けていないという状況なので、この肝炎ウイルス、どのくらい重要なものかということを専門家、課長からちょっとお話を聞きたいと思います。 (不規則発言あり)

- ○議長(鈴木宏始君) 健康推進課長。
- ○健康推進課長(皆川博三君) 肝炎ウイルス検査の重要性ということのご質問ということで、お答えさせていただきたいと思いますが、議員ご指摘のとおり、肝炎検査ですか、相当、陽性者というんですか、そちらの人も300万人から360万人ぐらいの推計がなされていると。先ほどご指摘あったとおり、重症化していくと、最終的には肝硬変なり肝がんのほうへの移行という部分も懸念されるということであります。私もそのようなところは一応認識をしているつもりですし、この検査が住民の皆さんにとって大変貴重な検査であるというのも理解しているつもりでございます。ですから、管内状況も踏まえまして、ぜひもう少し受診がスムーズにできるようなことがあれば、費用負担も含めまして、私のほうもきちんと検討していきたいというふうに思っております。

ちなみに、管内で個人負担をとっている部分はほとんどありません。西郷村だけなので、あとは矢吹町のほうは施設検診で1,200円という部分をとっておりますが、集団健診においては個人負担はとられていないという状況がありますので、それらも踏まえて、今後の予算要求等に反映していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 村長は検討するということで終わりましたけれども、やはり担当 課長の考えがそれ相当の考えでないと、なかなか進まないと私は思うんです。そういった意味でも担当課長にお聞きしたんですけれども、管内では西郷村だけだと。そういうことも、今課長のほうから答弁があったので、ぜひその辺も考慮してやっていた

だきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

次に、定住促進住宅の入居状況について伺います。まずはじめに、入居状況をお聞かせください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 定住促進住宅の12月1日現在の入居状況は、全80戸のうち 51戸でございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 川谷も定住促進住宅がこのたびできたと思うんですけれども、そ ちらの状況はわかりますか。
- ○議長(鈴木宏始君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木宏司君) 4番藤田議員のご質問にお答えします。

川谷定住につきましては、今現在2件の入居がございます。残り2件について、今 募集中でございます。

以上でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 今、答弁がありましたように、80世帯分の部屋があり、今 51世帯しか入居していないという状況で、多分空いている部屋は4階以上、4階、 5階の部屋がほとんどだと思うんですけれども、いかがですか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 階数ごとの空き部屋の状況でございますが、5階が11、4階が 11、3階が3部屋、2階が1つ、1階が3つでございます。
- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 今、答弁ありましたように4階以上がほとんど、22部屋あいているという状況です。これは多分、雇用促進住宅から西郷村に移ってから、もう何年かなると思うんですけれども、当初から多分そういう状況なのかなと。常に30世帯ぐらいあいているという状況じゃないのかなと、私見ているんですけれども、これ常に30世帯をあけておくということは、やはり大きな損失になるんじゃないかなと私は思うんですけれども、なぜ入れないのかと。階段で4階、5階まで上がるのは、もう大変だと。であるならば、やはり入居条件というか、そういったものを緩和するべきじゃないのかなと私は思うんです。4階、5階がそんなに21部屋も空けておいたのでは、結局、村の収入にも影響するだろうし、もったいないと私は思うんです。

これ、私ちょっと思ったんですけれども、村営住宅は総月収の15万8,000円以下の方が村営住宅に入居できると。それと定住促進住宅は、15万8,000円以上から25万9,000円以下になっております。これを、定住促進住宅15万8,000円ではなくて、どのぐらい下げるかは私は言いませんけれども、この下限の入居条件を下げることにより、結局、私見ていると、村営住宅は結構埋まるんですよね、時期的にもよりますけれども。3月あたりになるとほとんど入らない。今の時

期はちょうど中間なので、ちょっとあいているのかという気はするんですけれども、 それでも村営住宅は入居条件にしろ、定住促進住宅から比べると、大分有利になると。 さらには、定住は4階、5階しか空いていないということであれば、やはり入りやす くする。

今、家賃についても、定住促進だと、これも階段によって違うんですけれども、 1 階、 2 階の方は 3 万 3,0 0 0 円、 1 か月ですけれども。 それで 3 階が 3 万 2,0 0 0 円、 4 階が 3 万 1,0 0 0 円、 5 階が 3 万円となっておりますけれども、結局この家賃も含めて、大幅に 4 階以上は減額するというか、部屋代も安くするということも手じゃないのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 4階、5階はエレベーターついておりませんので、なかなかお年 寄りは容易ではないという事情もございます。当然、この定住促進、25万 9,000円までは入れますので、所得に応じた公営住宅を提供するといった意味で、 今これを踏襲しています。ただし、お話しのように、この家賃を少し階数によって差 をつけたほうがいいのではないかといったこともあって、今おっしゃったように3万 円から3万3,000円、いろいろやっているわけであります。

この公営住宅の15万8,000円以下といったこと等、今後の需要の動向、あるいはこの4階、5階、エレベーターをどうするかという問題も常に最初からありますので、こういったものとの関係、老朽化の問題、あるいは今の料金、そういったものとの兼ね合い、これらについてはずっとこれを見ているわけでありますので、いましばらく、今のご提言の節も考えながら、これを模様を見て、そして対応については当然おただしの、言われたようにもなるかもしれませんが、対応していきたいというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 家賃の格差をつけていると。当然これは1階、2階と5階では 3,000円の差しかないということなので、それで今までの状況で見ると、ほとん ど入る人がいないということは、もうわかってはきているわけですから、ぜひここを 思い切って下げることにより入居していただくと。それにより、年間入ることにより、 収入が1年間で相当なお金になると思うんです。そういった意味で、なるべく入りや すい条件で収入も多くするということしかないのかなと、私は思うんですけれども。

それと、村営住宅にも駐車場は当然あるんですけれども、定住促進住宅は駐車場についても3,000円取っているわけですけれども、この辺の見直しもやるべきじゃないのかなと。やはり当然、村長もご存じのように、大変厳しい生活状況、経済状況になっていますので、そういった意味ではなるべくこういったところも改善すべきだと思いますけれども、その辺のことをお聞きします。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 公営住宅は、生活する上で住宅困窮者にどう提供していくかとい う趣旨でやっております。今回ご指摘の部分は、入居条件違いますので、その部分と

この高層階、4階、5階の関係が微妙に絡み合った結果、今空いているわけであります。もう少し今の料金、ちょうど所得との絡みもありますので、その辺との関係を見て、車社会になってきましたので、いろいろ検討しなければならないというふうに思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) 検討する課題があるということですけれども、川谷についてはい ろいろ条件があって、収入が3万円からということになっておりますので、そういっ た意味では、子安森のほうもそういった条件にしていただければいいのかなと思いま す。

それと、もう1件ですけれども、村営住宅に入るときの敷金が、今3か月になっているんです。これ今どこの不動産やアパートに入るにしても、2か月が今、普通なんですよね。今回これを調べるに当たって、おお3か月かと思ったんですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木宏司君) 藤田議員のご質問にお答えします。

敷金につきましては、私どものほうで預かり金として保管しております。その預かり金につきましては、退去時に当然、畳の表替え、ふすま・障子の張り替えということが条件になってございますので、それを確認した段階で敷金についてはお返ししております。中には、敷金のほうでそういった畳の表替え等を行っていただきたいという方もいらっしゃいますので、家賃が安い分だけ、その分ある程度、修繕費がかかるような状況になっておりますので、とりあえず一応3か月をいただいておるのが現状でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君。
- ○4番(藤田節夫君) そういった敷金のあれは私もわかっているつもりなんですけれど も、いずれにしても家賃が安いということは低所得者の人が入るということで、当然 入るときもお金が必要になると思うので、今まで敷金3か月取って、出るときに修繕 が可能じゃなかったのか、足りなかったのか、その辺は私もちょっとわからないんで すけれども、できれば入りやすくした条件にしていただければと思いますので、その 辺のことも検討していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

- ○議長(鈴木宏始君) 4番藤田節夫君の一般質問が終わりました。
  - ◎休憩の宣告
- ○議長(鈴木宏始君) これより午後1時まで休憩いたします。

(午前11時55分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長(鈴木宏始君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第6、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

## ◇12番 上田秀人君

- 1. 観光行政について
- 2. 農業政策について
- ○12番(上田秀人君) 12番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の1点目といたしまして、観光行政についてということでございます。 はじめに、デスティネーションキャンペーンについてですけれども、本日、同僚議 員のほうの質問の中でも同様の質問が出てまいりました。重複する部分もあるかと思 いますけれども、ご答弁のほうをよろしくお願いをして質問に入りたいと思います。

まずはじめに、デスティネーションキャンペーンについてということですけれども、村長の答弁の中にもありましたように、JRグループの旅客6社と、指定された自治体、あとは地元観光業者が協同して行う大型の観光キャンペーンだというふうに理解をしているところでございます。実質、来年の4月1日から6月30日までの3か月間、指定された自治体として福島県が指定をされて、このふくしまデスティネーションキャンペーンが行われるというふうに理解をしておるところでございます。本年は前プレということで、先ほど同僚議員の質問の答弁の中で村長もありましたように、前の年ということで、それなりのプレゼンテーションが行われているということで、県内各自治体においては、さまざまな取り組みがされているというふうに理解をするところでございます。

そこで伺いたいと思いますけれども、西郷村においてもこのキャンペーンに関する 取り組みが行われているというふうに理解をするところでありますけれども、村が取 り組んでいる内容について、その内容をお示しをしていただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

デスティネーションキャンペーンの取り組みということでございます。先ほど佐藤議員にお答えしたとおり、来年の4月1日から6月30日まで、福島県全域を対象としたこのキャンペーンが行われます。前後についてもプレとアフターがあると。それから現在、県南9市町村で県南デスティネーションキャンペーン推進協議会が結成されていること、同時に観光素材の旅行会社への説明会や商談会、首都圏でのキャラバン活動、日本橋ふくしま館MIDETTEができましたので、ここでの物販、観光PR、今日も新聞に知事が出ていました。また、このゴルフパックツアーなるものを実施していきたいというふうに思っているところでございます。ふくしまデスティネーションキャンペーンは、花がメーンテーマの一つになっておりますので、来村された方々、花いっぱい運動と絡めて、快適なということをアピールしたいと思っております。

先ほどの9市町村でつくった県南推進協議会では、6月6、7日に「ご当地キャラこども夢フェスタinしらかわ」を開催、デスティネーション期間全体では、ふくしまデスティネーション記念コンペのゴルフ、そういったもの、商品の贈呈等をやっていきたいというふうに(不規則発言あり)ゴルフタウンしらかわ推進事業として、ふ

くしまデスティネーション記念コンペなどの開催、商品の贈呈等を実施、誘客を図りたいというふうに思っております。アフターとします翌年度は、さらなる観光素材の商品化等について、そういうものを商品化により盛り上げていきたいということを考えているところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君の再質問を許します。
- ○12番(上田秀人君) 1番議員の答弁、それと私に対する答弁等を聞いていますと、 県南9市町村で協議会を立ち上げて、その県南方面での取り組みというふうに理解するところでございます。確かに福島県全体の大型キャンペーンということで、県南、 県中、県北、相双、いわき、会津、南会津、7ブロックに分かれての構想になっていくのかなというふうに思うところであります。各自治体それぞれに、特色と観光資源をアピールをしてお客様を招くというキャンペーンではないかなというふうに思うんです。

さきに私聞いたように、西郷村ではどのような取り組みをされているんですかということで伺いたいんですけれども、今の答弁を聞いていると、ゴルフパック旅行、あとは花いっぱい運動、この2点が具体的なものとして上がってきているわけですけれども、西郷村においてはこのゴルフパック旅行、あとは花いっぱい運動、この2点のみの取り組みで、前プレの今年、そして本番の来年、そしてアフターの再来年、このデスティネーションキャンペーンで臨むということで理解してよろしいんでしょうか。伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 佐藤議員にもお答えしましたように、いろいろそれ以外のことも 今後出てくるというふうに思っています。

去年、郡山でこのプレの交流会、全国、大分とか過去にやったところとか、これからのところもおいでになっていました。事業者、旅行業者とかいろいろオファーがあります。やはりこの福島県独自としてという今言われたことと同時に、やはり観光を産業として根づかせたいという思いがあります、どこでも。我が西郷村においても、いろいろな誇りある、あるいは素材を売り出す、あるいは6次化、いろいろな問題がありますので、今後ほかのこともいろいろ考えますと、やはりそういった観光素材といったものをつくっていく必要があるというふうに思います。

ちょうどJR東日本は、福島、郡山、新白河、3つの駅でありますので、我が西郷村はこの南の端の受け入れ口になるわけであります。そうしますと、ルート的には会津に行くもの、あるいはこの那須からの受け入れ、あるいは新幹線との関係、いろいろ具体的なものが出てくるというふうに思います。今、商工会その他、いろいろご意見を聞いてつくり上げていこうと言っているところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 先ほど佐藤議員の答弁の中で、平成27年度予算の中で、計画 をして予算を計上していくというようなお話でしたんですけれども、いわゆる今 12月の上旬から中旬にかけての話になりますよね。ということは、もう来年度の概

算では大きく決まりつつあるのかなと思うんですよね。せっかく今JRが企画している大型のキャンペーンの中で、具体的な案が示されないということは、予算の中で計上していないんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか、もう一度伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 県が音頭をとって、そしてこの福島県内全部巻き込む。県南も協議会がありますので、これを手を携えて、県南の協議会やこれは同時にやるということで決まっております。それ以外にも、やはりいろいろ素材をつくっていかなければならない。そういう材料も、あるいは事業も起こしていきたいと、今思っているところでございます。

よって、3月の当初予算には上げたいと思っているところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 県の中心ということでお話しなんですけれども、私が質問しているのは、前にもここで時々申し上げましたように、オールジャパンの西郷の村長さんではなくて、西郷村の村長に対して今質問している。せっかくJRの大型キャンペーン、県も絡んで各自治体も絡んでのこのキャンペーンですよね。このうまいチャンスを使って、西郷村は何をアピールするんだ、観光をどの方向に持っていくんだ、このことが問われていると私は理解しているんです。福島県全体で捉えるのはわかります。でもその中で、各自治体で自分のところにある観光資源、どういう魅力があるのか、その資源を発掘しながらそれをアピールしていくことによって、県南が一つになって、県が一つになるというふうに考えるわけです。そのことが今、求められているんじゃないかと思うんです。

このデスティネーションキャンペーン、この歴史なんかを見ていると、1978年ですよね。最初に旧国鉄で、昭和53年に和歌山県で最初にキャンペーンを始めた。これが功を奏して、全国にどんどん広がってきている。そしてこの前プレ、今村長が言われるように本番があってアフターがある。この考え方になっていったのは2008年、仙台の宮城のところでやったとこですよね。この中で、そういうことが生まれてきた。ということは、さまざまな歴史を積んで今こういうふうな形になってきている。そういったときに、福島県全体を捉えるというのも必要です。その中で一つの自治体、西郷村で、いかにこの西郷村をアピールするか、このことが問われると思うんです。そういった中で今の答弁で本当にいいのか、もう一度伺います。よろしいでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) そのようにやっていきます。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) そのようにということで、理解をしたいと思います。

私は非常にこれは残念だと思うんです。今回のキャンペーンというのは、JRの旅客6社が取り組んでやっているわけですよね。その中で、いかに全国に西郷村をアピ

ールできるのかということだと思うんです。これは単に観光資源だけではなくて、私はこの西郷村という村の魅力をいかに全国に発信できるのか、このことが問われているキャンペーンでもあるというふうに理解をするんです。そのことは、ひいては企業誘致や、西郷村に人を移住してもらう、そのことにもつながってくる、いわゆる村の力をつけるための一つのキャンペーンでもあるというふうに考えるわけですけれども、村長はどうもそのようにお考えになっていないというふうに理解をしたいと思います。全くもって残念です。

あとは、このキャンペーンに関してなのかどうなのか私もよくわかりませんけれども、よく特定のバス会社のバスが来るものですから、バスのドライバーさんとガイドさんにお話をさせてもらいました。そのときの内容が、新白河駅でお客さんを待ち受けをすると。要するにJRで新白河駅におりるお客さんがいる。大型バスでそれを受け入れをする。東白川のほうで観光しながら一泊をする。そして、二泊目は会津のほうに行って観光して一泊をする。帰り足で新白河駅にお客さんを降ろすのに、時間調整のために西郷村の雪割橋に来ているという話がありました。非常に残念だなと思います。これだけ魅力ある西郷村を、ただ時間調整のために観光している。そういうことが今、行われているんです。ましてや西郷村はJR新白河駅ですよね、西口を再開発しましたよね。大型バスが入れるようにということで、大きなお金をかけてあそこを改修した。実際にバスが入っています。入っていますけれども、そこから受けたお客さんを東白川に連れていく、会津に連れていく、そしてお客さんを新白河の駅で降ろして終わり。そのために西郷村ではお金を使ったふうになってしまいますけれども、単純にそういう通過点みたいな考えで、村長は本当にいいというふうにお考えになりますか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 通過点というのは困りますね。やはりこの魅力をアピールするということをつくっていく。今でもありますけれども、それをどう高度化していくか、高次元化していくかということになると思います。これまでももちろん努力してきましたが、なかなかこの旅行のポイントになり得なかったというふうになりますと、やはり場所とすれば、スポット的なもの、あるいはエリア的なもの、あるいはルート的なもの、いろいろな組み合わせで商品化しますので、その中にぜひ入れていただきたい。そのための努力をするというわけであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 来年の3月の当初予算の中にゴルフパック旅行、花いっぱい運動以外の予算が計上されることを強く望んで、次の質問のほうに移行していきたいなというふうに思います。

6次化産業の育成への取り組みについて、考え方を伺いますということでありますけれども、6次化に関しても、昨日の同僚議員の質問の中で村長も答弁をされていますけれども、同僚議員の質問は、付加価値を上げるためにはどのように進めるんですかという問いだったんですけれども、村長はその中で、6次化を進めるような話でご

ざいました。商品として望まれるもの、安全なものを考えているんだということでありますけれども、そのときの答弁の中で、山椒のドレッシングやタマネギの加工品とかいろいろお話出ました。これに関して、村はどのようなかかわりを持って、このつくっている団体に対してどのように働きかけをしてきたのか、このことをまずお示しください。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) やはり今やっていこうというグループ、メンバー知っております。本人も知っているし、親も知っている。誰がこの地域を担っていくのか、今この時期に来て米の問題、値段の問題等があって、あるいは一つの事業体として、どう今後持続可能な営農をやっていくのか。それから同時に、この一作だけで、米の単作ではうまくいかんだろうと。そうしますと施設園芸、あるいは野菜づくり、あるいは畜産との連携、あるいはさらに6次化といった問題に進んでいくわけであります。そうした方々がやりやすい、あるいはそれが売りやすい、いろいろな問題を抱えておりますので、そういったことをわかりやすく、あるいは研修に行く、あるいは話をする、そういったことを積み重ねてきた結果、今回の今の姿があるわけであります。

当然、今のことだけでは済まないだろうというふうに思っております。やはりこの 6次化ということの前に、まず第1次の部分の生産が必要で、さらに2次の売り出し、 3次のもっと加工の付加価値というふうになりますので、さらなる量、質、あるいは 新しいもの、こういったものの研究といいますか、研修というか、そういったチャン スもやはり手にしなければならないと。これまでのまとまりがさらに広がっていくよ うに考えているところでございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 私が聞いているのは、いわゆる6次化としての産業として、村の中でも自然的にでき上がってきているわけですよね。山椒のドレッシングとかタマネギの加工品、その他もろもろ、イワナやヤマメの昆布巻ですか、そういうものができ上がってきている。それをいわゆる6次化の商品として私は認めているものですから、村長もそのようなお話出したものですから、それに対して村は具体的にどのようにかかわってきたんですかということを伺いたい。

1次産業で農業を大切にしましょう、生産量を上げましょう、安定供給できるようにしましょう、当たり前の話ですよ。2次も当たり前の話。今、話しているのは、3次の話も当たり前ですよね、商品売るための。それをひっくるめた6次化に進んでいこうとするときに、この話もかなり古い話です。もう平成何年になるのかな、ちょっと記憶、忘れてしまったんですけれども、この6次化という言葉が出てきてから、もうかなり時間が経過してきている。そういった中で、全てを絡めて、村はじゃどのように絡んできたのかということなんです。いわゆる農業をどのように守ってきたのか、商業をどのように守ってきたのか、加工業者をどういうふうに育ててきたのか、この全てのバランスが、どのようの育ってきたのかというところだと思うんですけれども、それに対して、じゃ村はどのように絡んできたのかということを、まず聞いて

いるんです。今までの過去です。先の話ではなくて、今までどのように進めてきたのか、そのことをまず伺っているわけです。いかがですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) どうかかわってきたのかというのは、これまでの事業の決算、ずっとやってきました。予算についてはそういうことです。この6次化といいますと、まず原料になるものが必要だと。例えば大豆であれば、あるいは種の確保から、あるいは土地の作付から、あるいは脱穀といいますか収穫の機械から、そういったものの組み合わせがある。さらには、この商品開発がある。商品開発についてのいろいろな相談を受けたりということもあります。さらにそれは販路拡大、そういったこともあります。結局、一つの商品に対しても、やはり素材と、それから加工する、あるいは売れるもの、結局それは、例えばゆばであれば下郷の道の駅とか、いろいろなところに置いてみる。どういった売れ筋があるのか、あるいは何が求められているのかといった相談もあります。そういったことは、一つの品目のみならず、やはり米、米粉パンから、あるいはジャガイモのことからいろいろな品目あります。今回、山椒ということで、ドレッシングとラーメンと商品化の途中ではありますが、さらなる他の批評を聞いて、そしてそれが商品としてルートに乗るかといったことまでが問われますので、その中において、行政としてもかかわっていく、あるいは来た、これからもしていくということであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 私が聞いているのは、現実に今6次化の商品として開発された ものがありますよね。そのつくっている団体に、村はどのようにかかわって協力をし てきたんですかということを聞いているんです。

例えば古くは川谷の婦人グループがつくっているポテトまんじゅう、ありますよね。 あれも強いていえば6次化産業の一つですよね。そういうものを立ち上げるときに、 当時の村長の話をして申しわけないんですけれども、当時の菊地國雄村長は、いきな りあそこに加工所をつくったんです。そういうことを村は支援をして、ポテトまんじ ゅうを世に出してきた。それがいいのか悪いのかというのは、また別問題ですけれど も、私は一つの成功例としてすごくいい話だと思います。

今、その後いろいろ見てみますと、何度も申し上げますけれども、いろいろな商品ができてきている。その商品を開発する、それをさらに販路を拡大していくために、村はじゃ今までどういうかかわりを持ってきたのかということを伺いたい。いかがですか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 販路問題になりますと、やはり一つは、野菜はジャスコで火曜日 に売るとか、あるいはそのうち十何パーセントを手数料として納めるとか、そういう ことから始まります。もちろん向こうの先ほど申し上げた東京あるいはその他の販路 拡大、それから東京の商店街、川崎、その他に行く。何が求められるのか、つくって いるものが歓迎されているのか。そういったことも含めて、やはり地元の我が西郷村

でとれる原料をもとにした加工品をつくっていこうということでありますので、そういった販路、売れるものの頭出しといいますか、そういったことをアンテナ的にやっている。そして、それが大規模取引になるかどうかです。もう一つは、大規模になるかということは契約栽培になるかどうか。あるいは、大手との組み合わせができるかどうか、そういったことにもかかわってまいります、これからは。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 特定の大型スーパーの名前が出たり、大規模販売という話も出ましたけれども、それも確かに必要だと思うんです。ものをつくったら売らなければならないんですから。ただその前に、つくるために、つくる人たちの組織づくりを村はどのようにかかわってきたんですかということなんです。私は議員にさせていただいて、いろいろな場所で研修をさせてもらっております。どこが一番かというのは別にしても、那須町の伊王野の道の駅のところでもお話を伺いました。議員の方から、こと細かに伊王野の道の駅で話を伺った経緯もございます。そういった中で、いかに行政がそこの生産者の方のグループを支援をして、そしてさらにそれを商品化するための手助けをして、そして販売するための手助けをしてきたか、そういう話がいっぱいあります。

せんだっても産業建設常任委員会のほうで、お話を伺いに行ってきました。まさに、まず最初の立ち上げで行政が大きくかかわる。そして、組織づくりをする。そして側面から、その組織を支えながらやってきて、全国に有名な形になってきているわけです。そういった部分が西郷村では見えないんです。何か、これは観光商工課ですよ、これは農政課ですよ、これは建設課ですよ。そういう縦割り行政がいつも見えてきてしまう。そうなってきたときに、組織をじゃ頑張ってやろうとしている人たちが、果たして育っているのかなという部分があるんです。人を育てることも行政の役割だと思う。組織を育てるのも行政の仕事だと思う。そのことにどのように村はかかわってきたんですかということを聞いているわけ、いかがですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 事はマイナスばかりを指摘するのではだめだと思います。やはり後に続く者が今いるわけであります。そういった人が、やはり元気にもっと仲間が増えていけばいい。そういうふうにやっていかなくてはいけない。事はそうしますと、このわからない部分、販路の問題もあるでしょう、あるいは補助金の問題もある。あるいは、土地の貸し借りの問題もある。いろいろなことにやはりかかわってやっていく。

ご指摘のように、縦割りがあったりということについては、ないとは言えません、これは。そういったことはなくさなくてはいけないし、より地元が、あるいはやる人が望むような方向でやっていかなければならないというふうに思っております。当然、これまでの中に、全部否定されたばかりじゃなくて、やはりいい人は残ってもらいたいとか、そういった言葉もあるように、いい組み合わせもあるわけであります。なかなかそこに至らないものについては、何か足りないところがあったんだろうというふ

うに思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 私、マイナスの部分だけ言っているつもりはないんです。確かに担当課はマイナスの部分もあるし、プラスの部分もありますよ。それは一長一短、いろいろあると思います。ただ、今必要なことは、そのマイナスの部分だけを指摘して、プラスを否定するわけじゃないんです。プラスの部分をいかに伸ばすかなんです。違いますか。私はそのことが言いたいんです。いわゆる今この農業情勢が厳しい中で、いかに生き残りをかけるか。そのことをきちんと村はバックアップするべきだと、その対応をすべきですよということを言っているんです。

1次産業でできた商品は、生産物を直接売ることも確かに必要なんです。その支援も必要なんです。しかしながら、作物が100%全部に販売できるのかというと、決してそれはないんです。よくて7割ぐらい。残り3割はどうするの。廃棄してしまうんです。その廃棄するものを、いかに2次加工を加えて、3次で売るかなんです。そこに今の農家というのは、かけるべきじゃないかというふうに考えている。ですから、今やっていることを、さらにプラスで伸ばしましょうよということなんです。

その原点となる基礎の部分、組織づくりを村長はきちんと把握されていないんじゃないかと思って、私は質問しているんです。実際に、私は今見ていて思うのは、先ほど言いました、縦割り行政のひずみで、今農家の方が一生懸命やろうとしても、それは商工ですよ、それは農政課ですよ、そのように割り振りされてしまう。そういった組織で本当にいいんですかということなんです。

今回の私のこの一般質問の通告もそうです。私は、この 6 次化に関しては、商工観光のほうの考えで質問通告を出しました。しかしながら、ヒアリングの際にこれは農政課のほうで担当しますということを言われたので、そこでもうヒアリングを受けるつもりなくなりました。このとおり質問しますよと言いましたけれども、それが今の西郷村の現実です。縦割りです。絡むでしょ、農政課も絡む、商工観光も絡むでしょう。それを統括する部署がないんです。そういう行政のあり方で本当にいいんですかと言っている。ですから、マイナスばかり言っているんじゃない。商工観光も農政課も一生懸命やっています。やってくれています。さらにそれをグレードアップさせるために、村長はではどういう努力をされるのか、そのことを伺います。いかがですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 縦割りの弊害というものをご指摘されましたが、もちろんそれはないようにしなければなりません。そんなことを言っていたのでは、前に進まないということであります。では、統括してどういうふうにするかということです。やることはいっぱいあります。やはりその芽が出てくるように素材づくり、それができたらやはり販路、それから直で売るのか、あるいは委託するのか。いろいろな問題が出てきます。当然、やはり売れる商品づくりでありますので、ものは需要と供給の中に入るわけです、市場経済の。それに乗るというふうになりますと、なかなかこれは容易ではありません。ですから、注意深くやっている部分もあるでしょう。リスクが増え

ないように。しかし、やはり機が熟したり、あるいは展望が開けた場合は、どこかで 大きな展開をすることが必要だと思います。

そういう意味でいうと、今出ていること、議員ご指摘のように、今できていること、 わかっていますね。今のこのいろいろなグループが、次に何を目指すのか、そういっ たことについてのその時々のサポートはしなければならなというふうに思っていると ころであります。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) もっと具体的に申し上げましょうか。

私は今、農家を経営しております。今年の新商品を一つ、つくったんですけれども、トウモロコシのプリンというものをつくりました。トウモロコシをつくるに当たって、いわゆる土壌の改良から品種選び、作付、栽培、これは農政課のほうの指導を受けてやってきた。そしてその後、その商品が、おかげさまでクマに食べられずに結構収穫ができたものですから、余ったものを、では加工しましょうということで、商工観光の職員の方からプリンがいいんじゃないですかと、アイデアをいただきました。それでプリンを開発してきました。

でも、自分でやるには限界があるんです。百姓というのは作物をつくれても、そこから先の商品加工、販売というのはなかなか難しいんです。そのアドバイスを、さらには商工観光課がしていただきたいと。私は議員ですから、農政課も商工観光も平気でぽこぽこ行きます。しかしながら、一般の方はなかなか行きづらい部分がある。そういう話も聞いている。だから、そういう人たちのために、6次化に力を入れるんであれば、支援室なりそういう考えを、きちんと村長は示すべきではないかなというふうに思うんです。そのことをきちんとわかっていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょう。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) それはいい考えだと思います。やはりこれまでいろいろな、今のプリンの話も出ましたが、やはり女性陣においても、みそがいいとか、あるいはジェラートをつくりたいとか、いろいろありました。それは矢吹の福島県の農業経営大学校、あそこの校長先生、言いましたね。西郷の皆さん、ぜひ使ってもらいたい、加工所について。ここで何回も前に話したことありますよね。結局、何が売れるのかと。何が望ましいのかと。加工が難しいのであれば、やはりこの地産地消で給食の材料になる。いろいろなこともあると思います。それが、一つの農家経営の中において、この地域において、それがつくれる可能性が出てくるのであれば、やはり協力体制とかいろいろ出てくると思います。やはり機材、個人の限界があるというのは、多分、それを製造する、あるいはライン、機械ですね。本田宗一郎が自転車から、オートバイから、車となった段階と同じです。そういったなかなか自分、あるいは地域で持てないものについて、やはり行政はサポートしなければならないというふうに思っているところであります。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。

○12番(上田秀人君) ようやく話が理解していただけたのかなというふうに思います。確かに、食品を加工するには大変な技術も必要ですし、あと衛生管理上の問題、いろいろ出てきます。これ食品加工の場合は、私の場合は飲食店経営ということで、規制がちょっと緩い部分でやっていますので、比較的楽です。これを、さらに拡大しようと思ったときに、私1人では、例えばトウモロコシを生産するに当たっても、10アール当たり大体2,600本ぐらいしかできない。それで、果たして本当に商品化していったときに商品が足りるのか、足りなくなります。ですから、同じものを一緒につくりましょうよ、そういう働きかけを農政課にしていただきたいなと。現実的な話ではないですけれども、架空の話ですよ。そのできたものを、今度は商工観光の仲立ちをいただいて、加工業者のほうに加工してもらう。そして、どこか販売店、3次営業者のほうに販売をしていただく。そういう橋渡し的な部分を行政が担っていただければなというふうに思うんです。それに伴うさまざまなリスクというのは、それぞれの生産者が負うべきものだというふうに思います。そのことを強く望んで、次の質問に入りたいなというふうに思います。

続いて、農業政策についてということでございます。米価の大幅下落に対する対応について伺いますということですけれども、このことについても昨日の質問の中で取り上げられております。今年の米価の大幅な下落の要因として大きいのは、安倍政権の過剰米を市場から隔離することなく、米価は市場で決まるものと繰り返して、今回の米価暴落に対しても何もせず、それどころか昨年まで実施してきた、米農家に対する10アール当たり1万5,000円ですか、出してきた直接支払交付金を半減する、こういうことがまさに行われてきて、今回の状況につながってきているのかなというふうに思います。このままでは、米農家は米づくりができなくなってしまう、これは皆さんが言っている話であります。そうなってしまった場合、お米をつくっている農家の方がお米をつくらなくなってしまう。それはいわゆる農村の崩壊、地域経済の崩壊につながってしまうというふうな懸念を私は抱いているわけであります。

まず、村長においては西郷村の長として、国に対して過剰米の市場からの隔離などで米の需給安定を政府の責任において行うこと。そしてさらに、米直接支払交付金の半減措置を撤回して昨年と同様にすること。米に、過去3年平均の米生産費と販売価格の差額を補塡する不払い制度の創設を求めること。米の生産調整に政府が責任を持ち、水田活用交付金の充実などで米以外の作物の成り立つ条件を抜本的に整えること。さらに、国内産を圧迫しているミニマムアクセス米の義務輸入の中止を求めること。この5点を国に強く求めるべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 今、安倍政権という枕言葉がありました。今回、3・11以降、いろいろな問題がありましたが、やはり国会で決めること、内閣あるいは各省で決めるものがあります。今のこともそうです。それが本当に将来にわたって、今の現実論としてどうだろうかといったときに、やはりこの米の問題は、本当に誇り得る西郷村

づくり、あるいは誇りあるいろいろなことを出して、我々は我がふるさととして今後とも残していくといった場合には、やはり農地は守りたい。これまでいろいろな投資をして、現実に見るこの田園風景ができてきました。これを崩したくないと、私は思っています。

そうしますと、問題は、この7,700円になった米の値段がどうなるのかであり ます。前の答弁にも申し上げましたが、やはりこの農業は天気という気候、それから 土壌、水温、いろいろなことのわからないリスクを背負っておりますので、できる限 りそれを安定させていくというふうになった場合は、やはり昔の食管制度があって、 政府が買い入れしていただければ、非常にありがたいわけです。そうしますと値段、 需給においてということになりますので、ただ今、国はそれをしないと言っています。 なぜだろうかといいますと、やはりかつて3K、国鉄、健保、米といった財政再建の 大きなテーマをどう崩そうかという中において考えてきたというふうになります。し かし、我々はそうであっても、やはり我がふるさとは守っていきたい。米の値段が下 がって回復しないとするならば、その代替措置、転作における補助とか、保護政策を とっていただきたい、価格においても。価格の問題、今一つ議員の提案の中にありま したが、やはりこの一つの明確な10年変わらない、それがどうかは別として、なる べく安定した価格があって、そのために農家が努力できる。そうしたことがないとな かなか容易じゃないというふうに思っていますので、やはりこの価格、あるいは土地 利用、米がだめであれば別のもの、今、耕畜連携とか、あるいはこの次の売れる野菜 とか輸出米とか輸出するとか、強い農業といった格言もありますが、現実にはそう簡 単ではないわけであります。

よって、この問題は、米の消費拡大といいますか、日本人の胃袋と、それから耕地、それから産出するものとのバランスをやはり見なければならない。その調整をどこでやるんだと、さらにそれに打ち勝って、輸出になり得る産物をつくっていくというのも、また別な道であります。ただ全体的には、やはり価格の安定と、それから土地利用の将来性、そういったものが担保されなければ、なかなかこれまでの投資した土地改良法、ダム、あるいは堰、水路、道路、それ以外の施設についての維持管理も、なかなか容易でなくなります。事は米だけにはとどまらない。よって、誰に跡継ぎをしてもらう、それは地域でどう守っていくのかといった地域づくりにもかかわってくる問題だというふうに思っておりますので、そういった点が今後運動していく基本になるだろうというふうに思います。(不規則発言あり)

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 今、答弁いただいたんですけれども、整理をして突き詰めていけば、私が言ったその5点に絞り込めるのかなというふうに思うんです。ただ若干違う部分もあるのかなと思うんです。その部分は、村長のお考えで修正しても結構だと思うんです。ただ私が言ったこの5点を、私は西郷村の稲作農家の方からいろいろご意見をいただいて、自分の中で整理をして、私は日本共産党という政党を背負っていますので、その政党間でも協議してきた内容をつけたり足したり、いろいろ減らした

りしましたけれども、その点をまとめてこの5点にしてきたわけです。今、村長に対して、この5点を国に求めるべきではないんですかというお話をさせてもらったんですけれども、村長におかれましては、この5点をもう一度精査していただいて、国に言うべきことはきちんと言うべきではないかというふうに思うんです。ただし、もうちょっと内容を整理して、わかりやすいお話を国にされたほうがいいのかなというふうに思います。いかがですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 5点はよく調べて、言うとおりだというふうに思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) ただいま整理をして、国に対して意見を言うということで理解 をしたいと思います。

では、国に対して言うべきことを言っていただくということで、その間においても、 今、西郷村の稲作農家の方は非常に経営的に厳しい。先行きの不安を抱えたままの経 営になってきているというふうに理解するところであります。この米価の大幅下落に 対して、村ができる限りのことをすべきではないかというふうに考えるわけですけれ ども、そういった中で今議会の補正予算の中で、米価下落対策事業補助金ということ で1,000万円の計上がされています。この内容について、まずお示しください。

- ○議長(鈴木宏始君) 農政課長。
- ○農政課長(東宮清章君) お答えいたします。

現在の米価下落につきまして、対策事業費を計上しております。中身につきましては、来年度の水稲に対する種子につきまして補助しようと考えております。中身は、種もみ、大体1反歩当たり4キロ使うというふうな予定になっております。キロ当たり500円というふうな購入費がかかりますので、一応1反歩2,000円かかります。その半分の補助金を村で出そうと考えております。1反歩1,000円ですから1町歩1万円という形でやっております。これにつきまして、耕作放棄地が増えるだろうという反面、あと一つは、来年度もぜひとも継続して農業をやっていただきたいという意味も込めて、これを計上しております。

以上でございます。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 10アール当たり4キロの種もみを使うと、キロ当たり500円で、おおむね10アール当たり2,000円の種子代がかかるということで、村としては半額の1,000円を補助するということで、一つ前向きな考え方かなというふうに思います。しかしながら、私は稲作はやっておりませんけれども、それなりに稲作農家の方からいろいろなお話を聞いて、おぼろげながら話を理解しているところですけれども、いわゆる田んぼをつくるに当たって、種から始まって肥料、除草剤、あとは機械もろもろかかりますよね。それに対する考え方は含まれないのかなというふうに思うんですけれども、いわゆる農家の方の品物の買い方として、穫れ高払いとかということで収穫が終わった後、支払いをしますよという方もいらっしゃるの

かと思います。そういった方はもう、やはりかなり不安を持っていると思うんです。 ましてや大型の機械なんか購入された方も、年末に払いますよということで機械を購入された方もいらっしゃると思う。それが春の段階でわかっていれば、米の値段が下がるよとわかっているんであれば、機械の購入も肥料の購入も、それぞれ考えると思うんです。しかしながら、春の段階では一切わからなかった。夏過ぎて突然に、いきなり米価が暴落すると話が流れてきた。そうなったときに、果たして田んぼの中でもう稲が育ってきている。そこで対応をとれと言われても、農家の方も対応をとれないわけです。そうなってしまっている状況の中で、村においては種もみの半額という形で、一歩進んではいますけれども、さらなる上乗せが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 今おっしゃるとおり、今回のこの値段については、いわば闇討ちだというふうに私は思っている。去年、東北農政局長との話、あるいは食料部署と話をしたときも、今回の米のいろいろな問題を考えたときに、やはり一番は食管の戻しですが、これは笑われましたね。その段階じゃないと。もう一つは、やはりその充実だと思うんですよ、ODAの兼ね合いで。そして、食糧援助といったものができないのか。そうしますと、これは、国連で輸出補助金なるものに引っかかって、国際的な秩序を乱すからだめだと。国連は国連のほう、これはだめだというふうになれば、あとはやはり何か今言われた値段がどこかでわかっていれば、あるいは今の前提として、何かそういった情報があれば、やはり仕組みはできるだろうというふうに思います。

この米の値段が本当に、完全にコントロールできるのかと、本当に市場経済に委ねてしまっていいのかといった問題も含めて、やはり今後の農業の米の経営、これについては本当に問題が多いです。今言われたように、機械の更新時期、あるいは新たな多額な出費、機械では。それから、現在やっている高齢化として、あと何年自分ができるのだろうと。うちの息子は仕事できるのかといったことどもが、いろいろ地域によって出てくるといったときに、この農地管理機構、いろいろできたりして新たな土地利用と耕作者とのマッチング、これがまた新たな段階に入ってくると思います。この前提として、米の値段あるいは食管が元に戻せないとするならば、やはりもう少し、それに近づく、より安定的な価格、そういった仕組みといったものも、やはり我々は目指していかなければならないというふうに思っています。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 今村長が言われるように、確かに闇討ち的なやり方だというふうに私も理解をします。昨日の答弁でもあったように、村長、今日も言われましたけれども、食管制度が戻ればいいという考えなわけですね。そういうことを言われていますよね。私もまさにそのとおりかなと思います。

そういった中で、今、農家の方は危機的状況に陥ってきているという中で、先ほど 私、国に対して5点ほど申し上げるべきだと言った中の2つ目に、米の直接支払交付 金の半減措置を撤回して昨年と同様にすることということを入れたんです。このこと を、村長はきちんと言っていただきたいなと思うんです。国がそれを実施するまで、村がこれは肩がわりして実施してもいいんじゃないかと私は考えるわけです。いわゆる村内の米農家の方の経営を守って、よく言われるように農業の持つ多面的な役割、これを保持しなければ、この西郷村が大変なことになってしまうんじゃないかと思うんです。よく言われるように、この西郷村というのは阿武隈最上流の自治体だということを言われます。川の保全、あとは水環境を守る、いろいろな多面的なことを考えていったときに、村はいま一歩足を先に出すべきじゃないかと思う。これは、とりあえず国がやるまで、村が肩がわりをすべきじゃないかというふうに思うんです。

10 アール当たり 1 万 5 , 0 0 0 円の助成金を交付してはどうかと。この 1 万 5 , 0 0 0 円というのはどこから来たんだということを言われますと、東白川の鮫川村でこれは現実に実施をしております。鮫川村で、どういう経緯でこの実施が始まったのかわかりませんけれども、やはり地域の農業、水田を守るんだ、稲作農家を守るんだという考えのもとに、10 アール当たり 1 万 5 , 0 0 0 円の助成金を交付したというように聞いております。(不規則発言あり)はい、だそうです。ですから、西郷村においても、やはり実施をすべきではないかというふうに考えますけれども、村長、いかがお考えになりますか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 鮫川の話はどうなっていくのか、内容もよく調べてみたいと思います。

今、いろいろありましたが、やはり米の価格がリカバリーするものはないのかと、いろいろ原発の関係のお金とか、あるいはならしの保険をかけている人もいます。この前、農業新聞には1万4,600円になるという可能性もあるというふうに書いてありました。いろいろ制度の中身を調べていく、あるいは後継者になる方々のそういった条件に適応する制度を直していく。そういったことどもを考えながら、やはり農協は、白河農協一つであります。これまで、この農協加盟の同じ市町村、西郡は条件そんなに変わりません。

よって、いろいろな意見、条件を聞いて、そして同じ歩調を進もうではないかと、 私は提言をしました。今の趣旨は第一段階でありますが、次にどこまで行けるのかと いったことをより詳しく調べて、そしてやっていきたいと思います。

これまでの制度が、民主党から少し変わったということもありますが、やはり国会でやるものということもあったりして、それとどこまで歩調を合わせるかということはなかなか難しい問題でありますので、ご提言よく調べて、結論を出していきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) よく検討して考えていきたいというお答えなんですけれども、 私はもうこれは待ったなしに来ていると思うんです。というのは、もう12月9日で すよね。ということは、あと二十日ちょっとで今年も終わってしまう。今年のうちに、 肥料代も払わなければならない、機械代も払わなければならない、その他もろもろの

経費も払わなければいけないんです。そういう迫った状態で、今後のことをちょっと 検討してまいります、そういう答えでは、農家の方は安心できないと思うんです。

例えば、ここで村長が今10アール当たり1万5,000円、助成金交付しますよと、これは国が出すまでの間、村が立てかえしますよという考えでいいと思うんですけれども、そういう考えが示されれば、農家の方は、村がこうやってくれるから、だったら支払いもうちょっと待ってくださいよと。来年の3月まで待ってくださいということも言えるかと思うんです。しかしながら、今のこの状況で、農家の方は言えないわけですよ。そういう苦しみを農家の方に与え続けて、本当に行政というのはいいんですかということなんです。そのことを踏まえて、もう一度村長、考えを伺います、いかがですか。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) この前の臨時議会に予算上げたときも、その話は続行です。今もそういうことです。 やはり裏にはいろいろな事情があります。 この値段、7,700円に焦点当たりましたが、そればかりではないです。 やはり、去年もらえたものがもらえるのか、あるいは、一つはならしのことですが、これも加盟者数が思ったよりも少ないということで、入っていれば元に戻るというわけであります。もう少し要件の緩和、あるいはPR、いろいろと必要であります。その途中において今のご提言でありますので、その部分と現状の部分、よく精査をして対応したいと思います。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 平行線になりますので、もう一つ先に進めたいと思います。村は、10アール当たり1万5,000円の助成金を交付するのをもうちょっと考えたいということなものですから、先ほども申し上げましたように、農家の方も今日明日の問題になってきている。そういった中で、早急なる対応をとらなければならないというふうに思うんです。そういった中で、次の策として考えられるのは、いわゆる農協さんとかの農業団体と協力をして、米生産農家が安心して利用できる無利子によるつなぎの制度資金というんですか、そういうものを創設をすべきではないかなと思うんですけれども、その件に関しては、村長、いかがお考えになりますか。
- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 制度資金の話も、冷害のときにあったりします。それも含めて、 この前の臨時議会の前に話、続行中であります。いろいろ今言われたとおり、農家の 意見とか、あるいは農協との連携も当然とっていきたいというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 恐らくこれも平行線になるのかなというふうに思うんです。臨時議会の前にお話があったということで、その以前からずっと村長は多分、担当課の課長、職員等踏まえて、検討してきたというふうに考えます。しかしながら、まだ結論に至っていないということで、私はこれは早急に、もう今日明日にでも結論を出して、例えば12日に議会が閉会して、翌週の月曜日でも臨時会を開くぐらいの、そし

てこの予算措置をするぐらいの、そういう対応を考えるべきだというふうに思って、 次の質問にいきたいと思います。

続いて、耕畜連携について今後の進め方について伺いたいと思います。西郷村においてはホールクロップサイレージ、新たに冷凍コーンのサイレージなど耕畜連携が今、進められているというふうに理解をするところであります。現時点での問題点としてどのようなことがあるのか。さらには今後の進め方、どのような方向性にこの耕畜連携について進めていくのか、お考えを示していただきたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 耕畜連携の前提は、需要と供給のバランスがとれることが前提でありますので、この西郷村の転作をそれによって増やすとするならば、この畜産との連携が一番になるわけであります。現在、乳牛が一番ですが、今のところ豚とか鶏とか、そういったところに行かないかとか、あるいは村内といったことが村外に行けるのかと、いろいろ問題があります。やはり、ちゃんとした契約といいますか、闇討ちにならないようにといったことがなければ、これはうまくいくわけでありますので、そういったことが安定的に、始まったら10年はという思いもありますので、そういったことがうまくいけるのか。しかし、事は競争になりますので、問題は同業者が値段を下げてきたといった場合に、買ってくれた農家がぐらぐらする、それでも困るわけでありますので、これは、事は拡大基調にありますということですが、やはり事は慎重にやっていかなければならないというふうに思っております。
- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 答弁いただいたんですけれども、闇討ちにならないように、販売価格の問題とかいろいろな問題を精査をしながら、進めていくということであります。問題としては、さまざまな問題が出てくるのかなというふうに思うんです。耕畜連携、いわゆるホールクロップサイレージに関しては、私の古い記憶では、平成元年に当時の改良普及所の先生の指導のもとに、稲作をした田んぼで、川谷の大型機械を入れてホールクロップをつくった経緯がございます。それが一番、西郷では最初の話かなというふうに思うんです。そこのさまざまな問題が出てきました。機械が大き過ぎて田んぼが傷んだとか、さまざまな問題があって途中止まってしまって、今またこにホールクロップサイレージということで、機械も改良されて、今どんどん進んできている。そういった中で、一つの産業として進めていくべきものなのかなというふうに思うんです。今申し上げましたように、これを進めていく上で、やはり問題になってくるのは機械の問題もあるのかなと。あとは労力の問題も出てくるのかなと。現実やられている方のお話をちらちら伺っていると、機械の問題、労力の問題等々がいつも浮き彫りになってくる。このことに対して、村はどのようにお考えなのか、まずお示しください。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) これより午後2時20分まで休憩いたします。

(午後2時00分)

## ◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 再開いたします。

(午後2時20分)

- ○議長(鈴木宏始君) 16番室井清男君が所用のため退席いたしました。 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。
  - 12番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 機械代のこの対応についてのおただしでございます。

やはり機械化が進んで大型化、そうなってきますと、やはり汎用といいますか、誰しもが使う機械でもありますので、非常に割高といいますか高いんですね。 1,000万円以上、この何でもないということになってしまいましたので、やはり 我々はそれを買える要件、グループ、あるいはそういった条件をクリアした、そういったことをまとめて、あるいは応援者を募って、そして公立の補助が適用できるように、やはり応援していきたい、そのように今思っております。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) 機械の問題、労力の問題ということで聞いたわけですけれども、 関連しますので、担い手育成についての村の考え方というんですか、これについても 伺いたいなというふうに思うんです。いわゆる国民の食糧生産、環境の保全、地域経 済の維持、各点そういった多面的な役割を担う、農業経営を担っていく担い手の育成 ということも、これもやはり大きな問題かなというふうに思うんです。

昨日の同僚議員の質問の中で、村長は、農家の経済力の安定を図ると。年間500万円ぐらいの経営の収入を目指すんだということだったんですけれども、まさにそのとおりなのかなというふうに思うんです。そういった中で、いわゆる今この状況の中で、日本の政治を転換しなければ、私は農業を取り巻く環境というのは、ますます厳しい方向に行ってしまうというふうに思うんです。今、盛んに言われているTPPの問題もそうです。そういった中で、では村は、福島県の西郷村、日本の福島県があって、福島県の西郷村、西郷村の農業を村長はどのように守るんだということに、これはつながってくるのかなというふうに思うんです。

この担い手の育成もそうです。耕畜連携もそうです。あと、その3番目にある、集 落営農に対する村の考え方ということも聞いているんですけれども、この3点合わせ て、村はどの方向に進めていきたいのか、どういう考えを持たれているのか伺いたい と思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 一番わかりやすいのは、現在あるこの原風景である我が西郷の村、 国立公園と豊かな田園と新幹線の新しい市街地がある。ざっくりとこういう形です。 その田園地帯、農地、守っていきたい、こう思います。誰が守るのかといったときに、 人は代々かわるし、あるいは担い手もかわっていくだろうと、これからの問題は、や はり一番前提条件は、経済の自由、あるいは職業選択の自由であります。その中にあ って何を選んでいくのか。農業就労者、第1次産業に挺身しようと思うのは誰だとい

ったときに、やはりこの最低限、今申し上げた目標の所得があって、そしていい環境の中で子どもを育てて、我がいい人生を送るといったことが可能かどうかです。

前提条件として、米の価格の下落が今、出てきたわけであります。それから高齢化、あるいは大型機械の需要、そういったものにおいて、どの程度の耕地と農業担い手がマッチングするのか。まず、その問題があります。今、集落においては、我が地元もいろいろありますが、今だんだん親から、あるいは自分たちが受け継いできて、さて、次の世代に譲ることができるかどうか。できない場合は誰に頼むのか。誰が頼んで何をつくるのか。つくる人は米だけでいいのか。米だけではできないとするならば、施設園芸、あるいは耕畜連携、畜産、あるいは特用林産物、いろいろな選択をしながら組み合わせをしていくわけであります。

そうしますと、やはりその跡を取るといった者は、一つの所得という設定と、それを経費等をいろいろ勘案して、自分のこの労働時間、まさに900時間になればいいということですが、そういった中身において実現できるかということになります。これがやはりなし得るのは、地域といった一つの集落というのは、水の水源を持っていること、あるいは地域がこぞってこれまで用水排水、あるいは道普請、あるいは地域の神様、そういったことを強いきずなで守ってきている。これが、そういったきずなの上に立って、うまくいけるかどうかということになります。

そうしますと、やはり私は、新しい担い手になりますと手を挙げた人については、非常にすばらしい決断でありますので、その芽がつぶれないようになりますと、今言われた機械の問題、あるいは道水路、農業用施設の維持管理の問題、もっと具体的に言えば田回りと草刈りは誰するんだといったことまで含めて、この前、農業委員会の話がありました。農業委員会での話し合い。全く同じことを私は言いました。やはり農業委員会とすれば、この周辺、田回りと草刈りぐらいの単価は農業委員会で決めてもらいたい。そういったことにおいて、あの人だったらばうちの田んぼは頼む、年貢はこのぐらいでいいだろうと、ただしかし、あの者だけに責任を押しつけてしまっては、多分能力的にパンクするだろう。よって、田回りと草刈りぐらいはやってやろうではないかと、そういったことがうまくできるといったのも一つの集落だろうというふうに思っております。それは、他のきずな、ほかの前にあって、この株式会社の参入を進めるとか、いろいろ今ありますが、これも時代の流れとして出てくる可能性はあります。

ただしかし、そこでの問題は、やはり信頼関係です。信頼がなければ将来性はない。信頼があれば、逆に言うと、これは安心して、ものづくりに挺身できる。そのものがうまくいければといったことまで考えますと、やはり一番の土台は、人間関係の信頼に係ってくる。どこの誰がやるんだろうということが大きな関心であります。それが、あれは信頼できるとなれば、これは地域でこぞって応援すべきだし、それがなければうまくいかない。これをやっていくというならば、今までこの地域の堰上げとか道普請とか、共同作業がありましたね。出不足とる、とらない、1軒当たり。でも土地改良法は、この耕地の保有について、比例でこれは負荷をかけている。そういったこと

をずっと考えたりして、そしてこの応援と協力があって、今、迫ってくる米の消費拡大の問題、あるいは6次化の問題、国内で需要と供給はうまくいくのか、あるいは海外進出できる、いろいろな状況がありますが、こういった問題を解決するのは、まず一番は地域だろうというふうに思っておりますので、地域・集落というのは、今、農地・水とか一つの制度があって、この地域を守りましょうといったことが地域で行われております。これは、農業者であっても、あるいは地域に住んでいる人の応援部隊が戻っても、一つはやはりきずなづくり、あるいは応援づくりということもありますので、そういったこともやはり温存しながら、この地域として安定的に農地、我が麗しき田園が守れるように、仕組んでいかなければならないというふうに思っているところです。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) いろいろな話が出てきて、非常にわかりづらい答弁だなという ふうに理解するんです。ただ、私なりに整理していくと、いわゆる機械の問題もある と。労力の問題も出てくるよと。この労力に関しては、特に私は畜産のほうを得意と するものですから、いわゆる畜産農家の置かれる環境というのは、かなり厳しいです よね。そういったものも目の当たりにしてきている。そして、今は水田とかでは機械 化が進んできている。しかしながら、今、村長が言われるように、田回りとか水管理、 あとは土手の草刈りですか、こういったものが今問題になってきているというお話で す。

その話の中で、信頼性という問題も出てきました。確かに、信頼性というのもこれ はこの地区においては、西郷においては、一つの重要なポイントになるかなと思うと ころです。つまり、上田には貸したくないけど、佐藤村長には貸したいとか、そうい う方もいらっしゃるんですよね、同じ地区に住んでいても。そういうのを、ではどう やってクリアしていくのかという問題も整理していかなければ、この問題というのは なかなか難しい部分が出てくると思うんです。そういった中で、いろいろ考えていっ たときに、一つの考えに達するのが、農業公社の設立というのはどうなのかなという ふうに思うんです。いわゆる産業として興していく。機械を使える人が正社員になる とか、いろいろな条件というのは出てくるかと思うんですけれども、今言われたよう に、田回りとか水管理、草刈りとか、細かい仕事であれば、ある程度年齢がいった方 でも、日常的な管理ではなくてアルバイト的な管理をお願いするとか、そういったこ とも、いわゆる会社との契約、公社ですから、一つの会社との契約になっていけば、 比較的やりやすいことなのかなと思うんです。これは、村が立ち上げる公社にしてお けば、今申し上げましたように、上田には貸したくないけれども、佐藤村長には貸し たいよと、そういう問題も消えてくるのかなと思うんです。私に貸すんじゃないです よと。西郷村の立ち上げた公社に貸すんですよ。そうすることによって、貸し手も借 り手もスムーズにいくのかなと。いろいろな問題がある程度、解決もできるのかな、 機械の問題もそうですよね。そういったことも考える時期に来ているんではないかな と思うんです。

私は、農業をやりたい方一人一人が、本当にできる農業経営をそういう政治に持っていきたいなというふうに思うんですけれども、現実的にはなかなか厳しい。今この段階で政治の転換が図られれば、そういう農政行政に持っていけるんだろうと思いますけれども、なかなか厳しい状況にある。そういった中で、村はどうやって守っていくのかということで、一つの到達点に達するのが、やはり農業公社の設立、ここに答えがいくのかなと思うんですけれども、村長、いかがお考えになりますか、伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 公社というのは、公という意味の公社だと思います。やはり役場の信頼がある。これはすごいことだろうと思います。そういった信頼感が一番高いところが運営する、当たり前のことでありますので、そういったことも必要になってくる可能性あります。やはり作業の中を点検、細分化していくと、全てができるものとできないものがありますね。一つは、やはり物事はシンプルなほうがわかりやすいのでありますが、やはり今の共通項、あるいは農業機械運営公社なるものがほかにあります。いろいろなことが考えられますが、事はよりシンプルであって、今言われたような部分について、公の部分がタッチする必要性といいますか、そういったものが出てくる可能性はないとは言えません。話として出ておりますので。

なお、いろいろ今後の展開の中においては、お話しのような部分についてもよく研究してまいりたいと思います。

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君。
- ○12番(上田秀人君) ただいま質問の中で言うのを忘れたんですけれども、村長がきずなというお話されましたよね。あと神様、昔から水田には神様がいるよというお話ありますよね。それが、本日一番最初に質問された佐藤厚潮議員の質問にもつながるのかなと思うんです。水田とか共同作業をすることによって五穀豊穣を願って、その神様が出たり、地域の形成がされてきたりとしていますよね。農業がこうやってだんだん衰退して、崩壊していく中で、そういうきずなも壊れていってしまう。集落営農の昔からの結の関係も壊れていってしまう。それを、今黙って見ているわけにはいかないということで、それも踏まえて私はそういった形で、村が中心となったそういう農業政策を展開すべきだというふうに考えて質問しているわけであります。一応、質問抜けた部分がそのことでしたので、言いたいと思います。

あともう一つ、すみません。環境行政の中で1点ほど、さきほど聞くのを忘れてしまいました。これは随分、古い話なんですけれども、いわゆる赤坂ダム周辺に県立公園という構想が話ありましたよね。この構想というのは、今どうなっているのか、ちょっと疑問に思っているところなんです。これはまた観光行政のほうに戻りますけれども、観光行政を進めていく中で、バスドライバーさんの話を聞いていると、やはり国道289号の観音坂が一番問題になってくるというお話を伺います。特にこれから、この冬の季節に関しては、地元の住民もつらい思いをする。そういった中で、その観音坂の改良工事も踏まえた県立公園構想が、昔あったなというふうに覚えております。県においては、7つの公園構想ということで進められて、県中の福島空港のそばに

公園が一つ整備されました。その後、どこの公園もちょっと話が動いていないという ふうに理解していますけれども、今回これに絡めて、この県立公園のことも話を進め るべきではないかと思いますけれども、村長、いかがお考えになりますか、情報があ れば、併せて伺います。

- ○議長(鈴木宏始君) 村長、佐藤正博君。
- ○村長(佐藤正博君) 広域公園については、7つの生活圏の中につくるということで始まりまして、県南と南会津ないので、どうかということでやりました。ただ、あのバブルの崩壊があったりして、凍結になっております。その後の再開については、今のところ話はありませんが、県ではあそこの地主といいますか、所有者の調査を通しましたら、やはり東京とか別荘としての所有が非常に多くて、なかなかこの調査が入れないといった事情が途中まであったわけであります。その後、凍結になりましたので、その後については話がありません。

観音坂は、ご指摘のとおりです。県にもずっと改修をお願いしていて、今、調査測量をやっています。どのようになるかですが。できるかどうかはともかく、昔のことをもう一回言うのも悪くはないと思いますので、担当部には言っておきたいと思います。ただ、今凍結になって、なかなか容易でないという状況であります。(「了解しました」という声あり)

- ○議長(鈴木宏始君) 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。
  - ◎散会の宣告

12月12日は定刻から会議を開きます。

- ○議長(鈴木宏始君) 以上で本日の日程は全て終了しました。 明日10日、明後日11日は議案調査のため休会とします。
- ○議長(鈴木宏始君) 本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後2時37分)